平成27年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成27年9月9日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成27年9月9日 午前9時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議事日程の宣告

日程第3 町政に対する一般質問

出席議員(14名)

畨	H)11	<u> </u>	具君	2 番	=	鴨	義	又君
3番	米	澤	睦	雄君	4番	板	井		隆君
5番	植	田		均君	6番	景	Щ		浩君
7番	杉	谷	早	苗君	8番	青	砥	日出夫君	
9番	細	田	元	教君	10番	石	上	良	夫君
11番	井	田	章	雄君	12番	亀	尾	共	三君
13番	真	壁	容	子君	14番	秦		伊矢	1郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

書記	 杉	谷	元	宏君
書記	 石	谷	麻石	文子君
書記	 /]\	林	公	葉君
書記	 中	上	和	也君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂	本	昭	文君	副町長			陶	Щ	清	孝君
教育長	永	江	多輝	夫君	病院事業	美管理者		吉	原	賢	郎君
総務課長	加	藤		晃君	行財政改	文革推進	室長	三	輪	祐	子君
企画政策課長	上	Ш	元	張君	防災監			種		茂	美君
税務課長	伊	藤	:	真君	町民生活	話課長		Ш	根	修	子君
教育次長	板	持	照	明君	学校教育	育室長		水	嶋	志者	『子君
病院事務部長	中	前	三紀	夫君	健康福祉	上課長		山		俊	司君
福祉事務所長	頼	田	光	正君	建設課長	<u> </u>		芝	田	卓	巳君
上下水道課長	仲	田	磨理	子君	産業課長	<u> </u>		頼	田	泰	史君
監査委員	須	山	啓	己君							

午前9時00分開議

○議長(秦 伊知郎君) ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(秦 伊知郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。 5番、植田均君、6番、景山浩君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長(秦 伊知郎君) 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長(秦 伊知郎君) 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、7番、杉谷早苗君の質問を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員(7番 杉谷 早苗君) 改めまして、おはようございます。7番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

初めに、総合教育会議についてお尋ねいたします。平成27年4月1日施行の改正地方教育行政法では、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うとされ、教育行政の責任の明確化として、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くとしてあります。しかしながら、現在在職の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職すると定めてあります。この規定により、我が町の教育委員会の構成は従前どおりで、大きく変わることはありません。

一方、総合教育会議を設置すること、大綱を策定することは全ての地方公共団体に課せられて おります。我が町におきましても、総合教育会議を設置し、開催され、大綱の策定に着手されて いると聞いております。

そこで、5点についてお尋ねいたします。

1点目です。総合教育会議についてお伺いいたします。この会議は、どなたが招集されるので しょうか。そして、この会議の構成員はどのような方たちですか。どのようなときに開催がされ るんでしょうか。その協議内容に制約があるのでしょうか。

2点目です。この総合教育会議によって、町長が教育行政の方針を定めることになっているのでしょうか。

3点目。今回の大綱は教育行政の指針となってきますが、対象となる期間はいつまでとされる のでしょうか。また、現在制定されている地方教育基本計画との関係をどのように捉えればよい のか、お伺いいたします。

4点目です。第1回総合教育会議において、大綱の策定のほか、どのような議題が上がったのでしょうか。

5点目。今後、取り上げる課題としてはどのようなものが考えられるか、お伺いいたします。 次、2項目めです。小・中学校兼務教員についてお尋ねいたします。2016年、平成28年 度から小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることになりました。これは、市区町村教育委員会などの判断で、既存の小・中学校などを義務教育学校にできるようになるとのことです。従来の六・三制は、中1ギャップ、いわゆる中学校へ進学した際にいじめや不登校に陥ることや子供の発達の早期化により、現状では対応できない課題があります。このような背景により、小中一貫教育の取り組みが広がっており、我が町においても、小中連携の取り組みが進んでいることは承知しております。先日のマスコミ報道によりますと、鳥取市教育委員会においては、中学校に在籍しながら校区内の小学校でも教鞭をとることの可能な小・中学校兼務教員を全中学校区に配置されたとのことです。このような小中一貫教育を進める鳥取市方式は、全国でも珍しく、文部科学省においても注視されているとのことです。

そこで、2点についてお伺いいたします。

1点目です。我が町の小・中学校のいじめ、不登校の現状、加えて小中一貫の取り組みの具体 的な例をお伺いし、今後の取り組みについて御所見をお尋ねいたします。

2点目。小中一貫教育を評価するとしたなら、教職員の負担、多忙感を減らすためにも、教職員の定数見直しなどがあってしかるべきと思いますが、国の動向などをお伺いいたします。

以上、壇上での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 杉谷議員さんの御質問にお答えをしてまいります。

最初に、総合教育会議についての御質問でございます。総合教育会議は、平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、町に設置が義務づけられたものでございます。御質問の、招集は誰がするのかについては、これは首長が、町長が招集を行います。構成員については首長と教育委員会であり、南部町においては、町長、教育委員5名で構成されております。また、必要に応じて意見聴取者の出席を要請できるとしております。

どのようなときに開催するのかということでございますけれども、教育行政の大綱の策定のほか、教育を行うための諸条件の整備、その他の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策、児童生徒などの生命・身体の保護など、緊急の場合に講ずべき措置などについて協議・調整する場合に行うものです。そのため、町では年2回の定期的な開催を予定し、必要時は随時開催いたします。協議内容に制約はあるのかということでございますけれども、一部を除き、例えば政治的中立が求められる教科書採択や個別の教員の人事などになると思いますけれども、そういう一部を除きまして、特にないというように思っております。

次に、総合教育会議によって、町長が教育行政の方針を定めることになるのかとの御質問でご

ざいますが、総合教育会議は、首長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策などについて協議・調整をする場でありまして、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されているものであります。

なお、会議において調整がついた事項は、それぞれの結果を尊重して事務を執行することになると思います。

次に、教育行政の指針となる今回の大綱が対象とする期間はいつまでとするのかということでございます。また、現在制定されている地方教育基本計画との関係をどのように捉えればよいのかという質問でございますが、大綱の対象期間については、平成29年度末までの3年間としております。期間については、法律ではこれ、定めがございませんが、地方公共団体の長の任期が4年であること、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることから、4から5年程度が想定されているところだと思います。大綱は教育振興基本計画とは別に定めるものですが、おおむね教育振興基本計画の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当するものでありますので、国は、このたびにおいては、地域教育振興基本計画を定めているところについては、これをもって大綱にかえてもよいとの見解であります。南部町においては、平成25年度に策定された教育振興基本計画を定めておりますので、総合教育会議において協議の結果、これをもって大綱にかえるとしたところから、教育振興基本計画の残期間、3年間となります。次期からは5年と考えております。教育振興基本計画との違いについては、教育振興基本計画はより具体的な施策についても定めているものであります。

次に、第1回総合教育会議で、大綱策定のほか、どのような議題が上がったかとの御質問でございます。第1回総合教育会議は本年6月に開催しました。総合教育会議の名称について協議を行った後、大綱について協議を行い、その後、意見交換を行いました。議題は、「南部町の教育10年を振り返り成果と課題を共有するとともに今後の教育施策の方向性を考える」と題し、教育長から基調報告を受け、各委員から活発な御議論をいただきました。成果として、コミュニティ・スクールにより住民の学校に対する理解や関心が高まったこと、図書館の整備、学校図書館の充実、地域振興協議会との連携、保・小・中の連携が進んだことなどが上がりました。また、課題あるいは今後の取り組みとして、不登校対策に対して、親へのアプローチの仕方、地域振興協議会を核としたまちづくりに対応した社会教育の姿を示すこと、優秀な人材育成のため、子供が町へ帰ってくる仕組みづくりが必要ではないか、不登校対策として居場所づくりが必要ではないか、また、不登校からひきこもりにつながることもあるので、町で仕事に対するトレーニングの場をつくることが必要ではないかなどの意見が出ました。総じて、合併後の10年において、

教育行政は大きく前進していることを確認したところであります。

従来からも教育委員さんとの意見交換会を持っておりましたので、このたびの総合教育会議の 仕組みが特に目新しいものとは感じておりませんが、よりその視点が明確になり、首長が教育行 政にも積極的にかかわるという道筋が明らかになってきたと思います。今後も、教育委員さんと 十分に意見交換しながら、町の教育行政発展のために尽力をしていきたいと考えているところで す。

なお、総合教育会議の名称は「南部町教育協働みらい会議」となりましたので、御報告いたします。

最後に、今後、取り上げる課題はどのようなものが考えられるのかとお尋ねでございます。最初の御質問でもお答えしましたが、総合教育会議で協議、意見交換する内容は、主に3つの項目が示されております。まず、このたびの会議でも議題となりました教育大綱の策定に関する協議であります。2つ目としましては、教育諸条件の整備やスポーツ・文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策について。3点目としましては、児童生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合などの緊急に講ずべき措置、例えば、いじめなどによる自殺への対応や災害による校舎の倒壊等への対応などに係る協議と承知しております。

なお、協議題の設定につきましては、教育委員会の意向もあろうと思いますので、相互に納得 のできる共通課題の設定に配慮をしてまいりたいと考えているところでございます。

小・中学校の兼務教員については、教育長のほうから御答弁を申し上げます。よろしくお願いします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 小・中学校の兼務教員に係るお尋ねにお答えをしてまいります。

まず、いじめ、不登校の現状と小中一貫の取り組みの具体例、さらには今後の取り組みについての所見はとのことでございます。いじめにつきましては、現在、町民の皆様に御心配をおかけするような重大な事案はございません。冷やかしやからかい、仲間外しや軽くぶつかられる、嫌なことを言われるとか、される、携帯電話等で誹謗中傷されるなどの事案につきましては、昨年度、小学校で2件、中学校で7件の報告を受けております。これらにつきましては、引き続き指導を継続しているものもございますが、基本的には解決いたしております。

次に、不登校の状況でありますが、昨年度、小学校で1名、中学校では5名、在籍学校数は3 名となっており、前年度より中学生が3名ふえております。うち、教育支援センターさくらんぼ に通級いたしておりました中学生1名は、今年度、学校復帰ができております。

なお、今年度1学期末現在では、小学校1名、中学校が2名となっております。ここ数年の不 登校、もしくは不登校傾向にある生徒の特徴として、家庭環境に起因する事案や教室に入れない 相談室登校がふえつつあり、10年前とは異なる状況にあると認識をいたしております。

3点目は、小中一貫を進める取り組みの具体例でございます。まず、教職員の視点からは、小・中合同の授業研究会を中学校区ごとに年二、三回実施をいたしております。小・中で同じ研究テーマを掲げ、合同で事前研究に取り組むとともに、公開授業や授業研究会を通して、9年間を見据えた授業づくりに取り組んでおります。また、法勝寺中学校では、平成23年度から25年度までの3年間、小学校教諭を中学校へ、中学校教諭を小学校へ配置する交流人事を行い、小・中教職員の相互理解を図ってまいりました。南部中学校区では、昨年度より中学校の美術を担当する教員が小学校に出向き、年数回、図画工作の授業を行っております。昨年度は版画指導を中心に1単元を通しての授業を行い、専門的な指導を受けることで児童の作品づくりが充実をした、小学校教員にとっても指導方法を学ぶよい機会になったとの報告を受けております。児童生徒の視点からは、小学校6年生を対象に、中学校生活の一日体験を行っております。中学校の教員による授業を受け、教科としてのギャップや不安の解消を図るとともに、中学校での生活時程や部活動を体験させております。こうした取り組みは、小・中間の壁を低くし、小中一貫への意識改革につながっていると考えております。さらに、ふるさと・ふれあい・学びぃウォークでの小・中交流活動や中学校吹奏楽部の小学校行事への参加等も小中一貫教育への移行を支える活動と考えております。

今後の取り組みはとのことでありますが、議員の御質問にもありましたように、昨年度の学校教育法の改正によって、9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校が小学校や中学校とともに明確に法律に位置づけられました。これは、小中一貫教育に本格的に取り組むことによって、義務教育全体の質的向上を図ろうとする国の制度改革であります。本町では、保育園とのつながりを基盤とした小中一貫教育を目指しておりますが、こうした動きをしっかりと見きわめながら、そして、県教育委員会とも連携しながら対応してまいりたいと考えております。教職員の人事交流や兼務発令、小中一貫教育に係る研究指定等、できるところから着実に進めてまいります。

なお、コミュニティ・スクールの側面からは既に昨年度より小中一貫教育を展望する仕組みについて協議を重ね、来月にはそのための組織を新たに立ち上げたいと考えております。

2つ目のお尋ねでございます。小中一貫教育を踏まえ、教職員定数の見直し等、国の動向はとのことでございます。文部科学省は、昨年7月の教育再生実行会議の第5次提言において、課題

解決双方向型授業等にも対応した質の高い教育を実現するため、教職員配置の充実を図ると示されたことから、きめ細かな指導体制の整備や多様な専門性を持つスタッフを学校に配置するチーム学校の推進等を柱とする新たな教職員定数改善計画を策定をいたしましたが、今年度は実現をいたしておりません。学校現場のさまざまな課題に対応した施策を展開しようにも、予算の壁が大きく立ちはだかっているのが近年の国の状況と認識をいたしております。また、昨今、教育改革の方向性をリードをしているのは、国の教育再生実行会議での議論と承知をいたしております。引き続き、同会議の動向に注視しながら、本町教育行政を推進してまいります。

なお、11月3日に予定いたしております本町教育の集いには、親しくさせていただいております同会議の貝ノ瀬氏をお迎えする予定でございますので、多くの皆様にお出かけいただきますよう御案内をさせていただき、お答えとさせていただきます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君の再質問を許します。 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 杉谷です。それぞれに御丁寧にお答えくださいまして、余り再質問のあれもないとは思うんでございますが、総合教育会議、1項目めのことでございます。町長にお尋ねいたします。今までは教育のほうには余り口を出せれないっていうことはございましたけれども、やはり首長として全体を思われたときに、教育委員会とも従来とも連携をとって物事をしておられて、よく懇談もなさってるいうことも伺っております。このたび、こういう総合教育会議ができて、特にというふうには思っておられるようですが、しかしながら、やはり、特に子供たちの身体・生命に危険のある場合っていうことは、より深くかかわれるということにつきましてはどのようにお考えでしょうか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。先ほども答弁いたしましたように、日常的に教育の問題は町政における非常に大きな課題であるわけでありまして、私も絶えず気にかけておるということもございます。

それから、改めてこの教育会議というような場は設定されたわけですけれども、それはそれで 私は意義があることだと思っております。と申しますのは、従来は任意の会でございましたので、 これはちょっと踏み込んだ発言があったり、なかったり、足りなかったり、いろいろするわけで すけど、やっぱりこのような会議になれば、きちんと準備もしてかかりますし、心構えも違うと いうことでございまして、そういう意味で、総合教育会議というものについての一定の評価をし ているわけであります。子供については、町政の、先ほど申し上げたように、課題でございます ので、お互いに日常的に絶えず話し合ったり、相談を受けたり、いろいろしながらやっておりま すので、特にこれでどうのこうのということはないと思っております。

- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) ありがとうございます。

やはり子供を取り巻く環境、それと子供に対することが新聞紙上でもいろいろと問題になっておりますし、先ほど教育長からお答えがありました、特に町内ではそういう事案は今のところはないというようなことでございますので、その点については安心しております、きちっとそういうふうな形でお答えいただくと、やはり不安が少なくなりますので。

それと、先ほど、総合教育会議はどんなことなんですかっていうこととは別に、町長が教育行政の方針を定めることになっているのでしょうかっていうことについても、お互いが方向性を共有してっていうことで、心配はないなというふうに感じました。町長が民意を受けて町長になられているっていうことになりますと、やはり町長の姿勢っていうものは大きく影響してしかるべきだと思います。ある報道によりますと、町長が入られてくると、ポピュリズムっていうんですかね、何か教育の一貫性っていうこと、それから中立性っていうことっていうことでなくて、場当たり的って言ったらおかしいですけども、今はやりのことっていうようなことを人気取りのようになっていくのではないか、やはり町においては町長の権限が一番強うございますので、その辺のところを心配してらっしゃる、そういうような報道も見ております。そういうようなところで、先ほど方向性を共有して、お互いの課題をちゃんと検討するんだっていうようなことをお聞きいたしましたので、一番これを心配しておりました。それをそういうふうな形で言っていただきましたので、安心いたしましたが、これにつきまして、町長のほうから何か御意見がございましたら、お伺いしたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 戦前の教育が戦争に強く関与したと、戦場に子供を送ったというようなことの反省から、戦後はこのようなことがないように、二度と起きないように政治的な中立性といいましょうか、そういうことが求められて、教育委員会制度という制度で、政治からは一定の距離を置くといいましょうか、そういうことになっているというように思っております。

私も、町の職員に奉職して以来、今日まで40年ほどになるわけですけれども、とにかく職員のときも、それから町長になってからもですけれども、教育というものについては、一定の尊敬の念といいましょうか、崇拝の念といいましょうか、侵さざるべく神聖なものとして捉えてまいりました。町長になってからも、やっぱり教育の継続性だとか、それから中立性というようなこ

とは特に守られなければいけない課題だし、町長としても、そういうことを、特にその期待に背いてはならないと、このように思って取り組んでまいりました。先ほどポピュリズムというようなお話がありましたけれども、調子のいい話をして、人気取りのことで、わずか4年の任期の首長が教育を大きく変えていくというようなことは、私はあってはならないと、このように思っているわけです。

そういう一般的な気持ちがあるわけですけども、近年、いじめなどによる生徒の自殺事件などへの対応が各地で報じられておりますけれども、総じて委員会制度の持つ、いわゆる弱点といいましょうか、責任体制というものがなかなかはっきりしないというようなことから生ずる不手際というようなことが新聞やテレビなどで報道されるたびに、やっぱりいかに教育委員会制度は大事なものだとはいえども、絶えず改革をして、さまざまな課題に責任を持ってきちんと対応できるような組織にしていかなければいけないということを強く思うわけであります。1つを捉えて全部がそうだというようなことにはならないわけですけれども、ほとんどの教育委員会はうまくそのような問題に対しても対応していただいているだろうと思うわけですけれども、現にそういうことがはっきりする中で、これは氷山の一角だというような意見もあるわけであります。そういうことを受けて、今回の総合教育会議ということになったというように思うわけですが、先ほど申し上げたような経過からいって、我が南部町においては、しっかり仕事をしていただいておると、また、責任ある対応もしていただいておるというように日ごろから思っておりまして、そういう意味で、首長が出かけて、ああせえ、こうせえっちゅうような、鼻ぐりをつかまえて引っ張り回すようなまねは全くする考えもないし、したくもない、それだけの自信もないということでございます。以上です。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 町長の真情を吐露していただきまして、ありがたく思っております。本当に教育っていうのは国家百年の計でもありますし、子供たちをしっかり育てていくのが、常日ごろからおっしゃってますように、この町の未来、国の未来でございますので、何といいますかね、自信を持った、自己の確立した子供に育っていってほしいなというふうに思っております。

それで、先ほど名称をおっしゃいました。南部町協働みらい会議でしたでしょうかね。ちょっとその辺があやふやなんですが、名称に「みらい」っていうのがついて、私は非常にうれしいなと思います。やはりこの会っていうのは、個々の、先ほど申し上げましたように、子供たちの生命の危機とか、そういうような危ないことで開いてもらうよりも、未来へ向かっての次々施策を

町長、首長、教育委員会側と一緒になって話し合って進めていっていただきたいと思います。私は、本当にこの第1回総合教育会議ですが、初めは総合教育会議ってどういうもんだろうかなと思っておりましたが、なかなか期待したい会議だなと思っておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次の中学校兼務教員に移らせていただきます。本当にこの兼務教員、先ほどいろいろ細かいこともお尋ねいたしました。そういうようなことを抱えながら、また、小学校、中学校というふうに両方の辞令をいただいて活動される鳥取市の先生方、本当に大変だと思うんですね。それで、我が町では、先生の負担感、多忙感というのをどのように捉えておられるのか、そのあたりを。何か私の想定してることがあちこちになって申しわけありませんが、多分早く帰るようにっていうふうには指導のほうが行ってると思うんですが、やはり先生方、責任を非常に感じられますので、より深く、より高く、そういうことを目指してられると、どうしても早くから遅くまでおられるっていうふうな傾向にあるやもしれませんが、我が町の現状はどのように感じ取っておられるのか、その辺をお尋ねいたします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。少し答えにくいなという感じがしておりますが、できるだけ思っておりますことをお話をしたいなというぐあいに思います。

学校の先生方が多忙感ということについては、もう何年も話題に出ておりながら、一向に改善しないというのか、解決したなという状況にないということがございます。これはいろんな問題もあるんですが、片一方では、学校という組織のあり方をやはりもっともっと見直さないといけないというぐあいに思っています。先生方の忙しさについては、いわゆる教職員の多忙という言い方をされたり、それから多忙感だという言い方をされたりということに象徴されるように、本当にどうなのだというところが実は明確でないというのが現状でございます。私のほうで、今、学校に言っておるのは、もう少し学校という仕組みというか、組織で動いているわけでありますから、先生方の働き方や分担の仕方や、そういうものをもっとやっぱり、いわゆるマネジメントをですね、もっと時代に合ったように変えていかないと、10年前と同じ仕事のやり方しとっても、それはふえる一方ですよということを実際申し上げて、いろんなことを校長のほうに指導をしております。

その1つで、議員さんも御承知かと思いますけれども、学校というのは夜遅くまで電気がついておって、時にはとんでもない朝早くから学校についておったりという声を住民の皆さんからお伺いをします。この4月から、帰る時間っていうものを目標10時っていうことを指示をいたし

ました。もう自由自在ですから、2時、3時だとかおるわけでして、そのために、10時に帰れるようにみんなで協力をして仕事の割り振りをしなさいということを言っとる。今年度に入りまして、特に11時以降に帰る教員が約3割、小・中学校で減っております。一定のそういう枠をきちっとつくってあげることによって、その中でお互いに協力をしながら仕事を進めていく。それで、少しでもそういう多忙感っていいましょうか、そういうものを改善をしていって、チームで仕事をするという意識に変えてまいりたいと、そんなぐあいに教職員の多忙感については考えて、引き続きさまざまな角度からアドバイスをしてまいりたいというぐあいに思っております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 先生方の多忙感、多忙時間というものについて、改めて驚きました。早く帰るというのが夜の10時なんですね。ちょっとね。この間、新聞に出ておりました、これはことしの2月3日の新聞ですけども。教職員の多忙感を減らせということで、倉吉の西高でのコンサルの支援っていうのがあったそうで、その分の切り抜きなんですけども、事務作業や会議の負担が大きいとか、でも、企業と異なり、学校は個人の裁量が大きいので、その分基本的な改善点が多いのではないか、役割分担をポイントにした日々の業務の見直しなどを提案されたようでございます。意識改革が一番だというふうに結論づけておられますので、そのあたりのところの、校長先生以下、また職員の御指導に当たられる方に、遅くまでいて、次の日に、私たち、保護者としては、子供に先生がいい顔で接していただくのが一番うれしいことですので、学校ですので、PTAの関係の先生方たちはどうしても夜の会議になったりすることが多いと思います。そのくらいの捉え方しかしておりませんが、先生方同士でも、授業が終わった後のそれぞれの担当の研究会っていうような、そういうものとかもあるやもしれませんけども、私は、書類を積み上げたり、何をしたり、調べたり、それから、あと、どうだこうだっていうこと、それよりももっと生徒に向き合ってくださる時間のほうをと思います。

それと、このたびも小中一貫につきまして、先ほど兼務教員というようなこと、ついつい新しいことが出てくるんですが、何か今までの来た中で、取りやめになったというような、今までこれを提出してもらってたんだけども、こっちするから、これはやめるよっていうような事例っていうのはお聞きになったことがありますか。ずっと積み重ね積み重ねで、たくさんの報告とかなんとかっていうことばかりあるんではないのかなっていうふうに推察するんですが、何か心当たりでもございますか。

○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。

○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。具体的にこのものがということについてはすぐ 頭に出てまいりませんが、数年前からいわゆる国や県の調査物の話は出ておりまして、国や県も 調査を統合したり、そういう努力をしてるのは事実だろうというぐあいに思っております。教員 のほうも、何でもかんでも調査が多いから多忙なんだという、そういう責任転嫁の仕方っていう のは、僕は正しい理解ではないと思っております。調査を通じて、学校現場の実態を正しく把握 をして、国なり県なりの施策に反映させるために調査するわけでありますから、やはりそういう ことを理解をしないままに、外から調査物が来たら、何でもかんでもそれを多忙感の原因にして しまう、こういう意識がやはり多忙感につながっているというぐあいに思っております。

私も、実はことしから県の多忙感解消のワーキンググループに町村教育長を代表して入ってお ります。冒頭、県教委の申し上げたことは、県の教員委員会は、教職員の多忙感を解消するため に、県の教育委員会と市町村の教育委員会と学校が連携をしながら、協力をしながら、解消して いかないけんということも県は申しました。私は、それはおかしいと。いかにもそれぞれが協力 をするということについてはよさそうに映るんだけれども、多忙感につながっていることの、そ のことの最大の責任は誰がとるんですかっていう話を県のほうにしました。校長代表も来ており ましたけれども、私は、第一義的には管理監督をする校長の責任が一番大きい、そこを中心にし ながら、県と地教委が協力をしていく、こういうことでありはしないですかっていう話をあえて しました。反論してくるはずの校長会が、まさにそのとおりだと、我々に責任があるということ を言ってくれまして、私も少しほっとしたんですけど。やはりそういう多忙感については、責任 の所在をまずは明確にして、そこから出てくるさまざまな改善策を具現化をしていくっていうこ とを一つずつ積み上げていかないと、放っておいたままではいつまでたってもこの状態が続いて まいります。そこに道徳の問題があったり、英語の問題があったり、どんどんもう目の前にたく さん学校へ課題が入ってまいりますから、このまま放っといておいてはまさに学校がパンクして しまうっていうことで、非常に私も危機感を感じておりまして、この多忙感の問題については積 極的に取り組んでいきたいというぐあいに思っております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 多忙感の責任の所在いうことを明確にしていただいて、県下の校 長先生も改めてねじを巻き直していただけれたらと思います。

小中一貫の取り組みの中から、先ほど兼務教員の話を今回させていただいてるんですが、この 中の小中一貫の取り組み、こういう中で、先ほどいろいろお尋ねいたしました。南中と会見小の 春の運動会のときに吹奏楽部の子供たちが小学校のほうと合同でしてくれたっていうこと、それ から、この間の運動会のとき、目にいたしました。盆踊りの総踊りのときに、あのときに、小学校の子供たちが中学生が踊る中に一緒に入ってきておりました。本当にお兄ちゃんの後ろに、お兄ちゃんがいて、下の子供たちが次々、一番ちっちゃいのはただついて回るだけっていうことであっても、その地域の文化の継承っていうのにつきましては、学校いうのは非常にかかわりが深くて、そこをなくしてはなかなかなっていきません。法中におきましても、一式飾りっていうのが現在は地域とともに、春の祭りのときにされております。発表の場の一つとして出されております。このように、学校としては地域と非常に密接につながっていていただかなければいけないと思っております。

そして、先ほどおっしゃいました、中学校に、法中に西伯小の6年生が一日体験して、そのと きの交通手段というのはどういうふうになってたんでしょうか。歩いて行かせたのか、何なのか、 その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 学校教育室長、水嶋志都子君。
- ○学校教育室長(水嶋志都子君) 学校教育室長でございます。ただいまのお尋ねの件、法勝寺中学校に西伯小学校6年生が行く場合は、徒歩で行っております。以上です。
- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) ありがとうございます。徒歩とはまたいいなと思いました、私は、また、町がバスでも何かでも調達したのかなと思いましたけれども。ある先生がおっしゃいました。登下校歩かせなくて、いつ子供を鍛えるのかっていうことも、ある、かつて校長先生だった方から聞いております。何かにつけて、つい時間の短縮、それから便利なようにということで交通手段を考えてしまうんですが、そうして歩いて行くっていうのも一つのいい経験ですので、半分安心もいたしました。

ちなみに、中学生が水泳の時間っていうのは、しあわせじゃなくて、すこやかに、しあわせですか、しあわせに行くのは、あれはたしかバスでしたよね、あれは、そうですね、学校の教科の中の時間があれですので、素早く移動っていうことが必要ですのでね。目的によってしていただければと思っております。

それから、先ほどから小中一貫のことを考えると、先生方の教員免許っていうことがあるんですが、いつ、前々回のときだかもちらっとお尋ねいたしました、持っていらっしゃる方もいるんだよっていう、そういう御答弁だと思いますが、私、どこかで見たと思うんですが、鳥取県の場合は、中学校の先生が小学校の免許持ってるのは70%かな、それから、小学校の先生が中学校の免許持ってるのが60%だったか、ちょっと資料探したんですけれども、見当たらなくて、あ

やふやな数字なんですが、我が町ではどのくらいなパーセンテージだと捉えていらっしゃるでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 学校教育室長、水嶋志都子君。
- ○学校教育室長(水嶋志都子君) 学校教育室長でございます。町内の小学校教員につきましては、 非常勤講師等は除きまして、48人中27人の平均56%になっております。それから、町内の 中学校教員につきましては、36名中15名、平均をしまして42%となっております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 今、パーセントでお聞きいたしましたが、中学校、小学校の教科によることもございますので、一概にこのくらいいらっしゃったら何とかもっと交流をっていうふうには発展できないなということは承知はしております。

それと、小中一貫につきましては、コミュニティ・スクールのかかわり、地域とのかかわりということが非常に大事になってまいります。おおむね外からしか私は見ておりませんのでわかりませんが、コミュニティ・スクールを取り入れたときの先生方というよりも、むしろ保護者の方の、何ていいますかね、雰囲気、手ざわり、そういうものはどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。何か私といたしましては、先に答えを言ってしまって申しわけないんですけども、やはり子供にかかわっていくっていうのはうれしいなっていう気持ちがおありなのじゃないのかなっていうふうに思って、そういう方向に思うんでございますが、実際なかなか学校に出入りして協力するいうことはいろんな家庭の支障もあると思いますが、どのようにお感じになっていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 学校教育室長、水嶋志都子君。
- ○学校教育室長(水嶋志都子君) 学校教育室長でございます。地域の方々は、子供たちと触れ合うこと、それから児童生徒の活動の支援をすること、それに対して、とてもいつも元気をもらうという声をよくお聞きしております。役立ち感を持ちながら、子供たちとともに成長をされているということに喜びを感じておられるということを感じております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 地域の方が学校に入ってこられて、そういう喜びを感じていただくいうのは、双方にとってとってもいいことだと思います。

ちょっとこの項目としては上げておりませんが、土曜開校になりまして、地域の方のかかわり もまた非常に強くなってくると思ってるんですが、土曜開校になったことについての先生方の負 担感ですね、これもまた負担感、土曜開校になって地域の方が入られるから、よくなったよって いうのではうれしいんですけども、かえって手がかかってなあっていうような、そういうような ことを耳にされたっていうようなことはございませんでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 学校教育室長、水嶋志都子君。
- ○学校教育室長(水嶋志都子君) 学校教育室長でございます。学校からこのような声を聞いております。土曜日に学校を課業することによって、保護者の方の来校がふえた、そして、自分たちが見てもらいたいことをたくさんの方に見てもらえているというような声を聞いております。多忙感のほうは聞いておりません。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 土曜開校が今後根づいていきますと、先生方と地域の方と折り合いのつけ方っていうのがだんだんとできてくるって、また、これからのことではないのかなと思いますが、その辺の御配慮よろしくお願いしたいと思います。

それと、ちょっと戻りますけれども、いじめについてです。いじめ防止基本方針っていうのを 何か出しておられるということなんですが、それのいじめについて出されているっていうのは、 職員の先生方だけの話なんでしょうか。どういうような状況なんでしょう。

- ○議長(秦 伊知郎君) 学校教育室長、水嶋志都子君。
- ○学校教育室長(水嶋志都子君) 学校教育室長でございます。いじめ防止基本方針というものをまず、教育委員会のほうで、町の考えとして作成をしました。それに基づきまして、各校も作成をしまして、いじめ防止に日常的に努めております。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 今、水嶋先生のほうから日常的に取り組んでおられるということで、常にそういう目を持って子供たちを見守っていただけたら、本当にありがたいなと思います。あちこち飛びしながらあれしましたが、最後にお尋ねしたいと思います。この多忙感、それと、いろんな制度による先生方の多忙感ということの中において、小中一貫教育っていうことになってきますと、やはり初めから一体的な、小・中同じ場所でする一貫っていうことと、そういうことをとりながら、連携しながら一貫に向けてっていうことになっていく、一貫になるいうのは、校長先生が1人になるいうことですよね、たしか、ていうことになってきますと、そういうような方向に我が町は、またこれは教育総合会議でのお話になるとは思うんですが、そういうようなことは視野に入れておられるんでしょうか。何か連携と一貫校っていうのは、校長先生が1人で、一貫になって1人の校長先生の御判断のもとに、御判断っていいますか、指揮命令系統が1つになるというのと、2人校長先生がおられて、それぞれ協力し合ってっていうこととは随分端々が

違ってくると思うんですね。そういうようなことをどの程度お考えになっていらっしゃるのかな と思いますので、そこのところお尋ねします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長です。小中一貫教育を進めるということで、必ずしも小中一貫教育を進めることによって校長が1人になるということではございません。いわゆる施設一体型といいましょうか、小学校も中学校も一緒にっていう形の場合には、これは校長が1人ということになりますけれども、本町は現在そこのところを目指しているわけではなくて、いわゆる施設は別々に小学校は小学校あるんだけれども、そこで展開をされる教育活動に一貫性を持たせていく。したがって、校長は従来どおりそれぞれにいるという形が今、見える状況の中では現実的な姿かなというぐあいに思っているところでございます。

少したちましたので、誤解のないように少し補足をしておきたいと思いますが、議員さんの御 質問が教員の兼務というようなところからお入りをいただきまして、鳥取市の例もお話をされま した。鳥取市をどうのこうのと言うつもりではないんですけど、いかにも兼務発令すれば、小学 校の先生が中学校に行って授業して、中学校の先生が、あっ、逆か、こういうことがどんどん鳥 取市で行われているように思われがちでありますけれども、全中学校区に兼務教員を発令になっ ておりますが、そのうち教科で出かける教員はほんの一部であります。本町でやっております美 術の授業だとか、家庭科にかかわる授業であるとか、ほんの数名が授業をしている。しかしなが ら、兼務発令が全中学校区で行われているというのは、生徒指導だとか、特別支援教育にかかわ る兼務発令だとかということで、いわゆる教科指導にかかわる兼務というのは極めて少ないわけ であって、これは、学校の教職員の数っていうのは学級数に応じて配分をされます。それは、極 端なことを言うと、ぎちぎちの授業時間数ということの配置になりますから、そう簡単に、それ なりの措置がなされない限り、それこそ定数の見直し等がなされて、小中一貫教育を進めるため の加配を各学校に2名配置しますよみたいな、定数みたいなものの考え方ができないと、なかな か現実的にはまさに多忙感につながる話で、月曜日の朝から金曜日の夕方まで全部授業が入って しまうというようなことになりますから、なかなかここのところがうまく授業交流にはできない 現実があります。したがって、小中一貫を進めるというのは、いわゆるカリキュラムを、小学校、 中学校のカリキュラムをきちっとダブりのないように、しっかりとつながっていくような形につ くり直しをしながら、9年間を見据えた各学年の指導をしていく、こういうような学校の、ある いは教育活動の姿を目指しているんだというように御理解をいただけるといいかなというぐあい に思います。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) いいネーミングがついてるものですから、自分の頭の中で都合のいいように膨らませてしまいました。本当に現実的に考えると、なかなかそれぞれの担任を持ちながら、授業を持ちながらっていうことは難しいことだなと思います。

先ほど学校の定員数でしたか。先ほどおっしゃいました、それに向けての教員の加配っていうことで、今回の決算書を見ておりますと、南部中学校に200万でしたかしら、それから西伯小学校に400万でしたかしら、1つのクラスをあれすると、それだけ県のほうに寄附しなきゃいけないというような制度があるようですが、これはあれですか、学級数っていうこと、40名ですよね、40名の学級数っていうのが決まっている。今の動きの中であるのは、40名の学級数っていうものをもう少し考えて、もう少し少ない人数にしてほしいっていうような、そういうような動きっていうのがあるのかなと思うんですが、そのあたりは、教育長、どのように捉えてらっしゃるでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 今の本町内の小・中学校で200万とか400万とか入れておりますのは、これは単県で、県の考え方で1つの学級数をここに定めて、小学校であれば35、3年生から6年生まで35という、国の基準は40ですけれども、鳥取県は35、それを実施をされるということであるならば、200万で教員は雇えませんけれども、それの一部を負担してくださいねっていう格好で入れておる予算の話でありまして、恐らく全市町村で、県内の、適用になる学年についてはそういう措置によって、鳥取県では小学校1、2年生が30人学級、3年生から6年生が35人学級、中学校は33ですか、というのが鳥取県のスタンダードとして動いているわけです。その分だけやはり県費の持ち出しができておるということになろうと思います。鳥取県の予算見ていただきますと、教育費の関係、非常に多いわけであります。そういうことも影響している。

それから、国に対しましては、私は全国町村教育長会に所属をしておりますが、全国町村教育長会では、現在の標準校でいいます 4 0 人学級を 3 5 人学級に改善をすべきだと。 1 0 年ほど前は 3 0 人学級ということをずっと言っておりましたけれども、いつまでもできもしないことを言っておってもいけない。 やはり現実なところからしっかりと着実に進めていかないけんということで、 4 年ぐらい前だったでしょうか、 3 5 という数字を出しながら、文科省さんのほうにもお願いをしている。 ここのところが変わらない限り、いわゆる定数は変わらないいうことです。 一時的に加配というのは、もともとはこれだけなんだけれども、こういう事情があるから 1 人ふや

すわ、2人ふやすわって、ここを加配っていうわけでありまして、本来ここの定数のところがき ちっとしっかりとふえないと、先ほどの言ったような小中一貫への道っていうのは非常に厳しい 状況があって、このあたりがこれから文部科学省さんのほうとも意見交換を進めていく大きな課 題になるんでないのかな、そんなぐあいに思っております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 私がこの通告を出した翌日に、何か文科省のほうが予算要求をしてるっていうような話が出ましたが、まだそれは加配部分のっていうか、根幹にかかわる話ではないのですね、まだその35っていうことの。定数っていうのは、それは文科省が決めるんですか。どこでどういうふうに決まっていくもんなんですか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 標準の学級の子供の数ですよね。これは文部科学省が方針を出して、それに基づいて、これだけ教員が要るっていうことで、財務省のほうと交渉をしていくということになろうと。それは基本の形であります。このたび、去年から、答弁のほうでも申し上げましたけれども、国がそれを推し進めようとすることのバックに教育再生会議の提言を実は持って、教育再生会議もこう言っとるじゃないかということの中で、予算要求が昨年度から始まっておって、昨年度はそれが実現をしなかったいうことであります。今、新年度に向かってのその作業がまた始まったということでありますので、ここのあたりの動向をしっかり見きわめながら対応していかないけんなというぐあいに思っております。以上です。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) この少人数学級で子供たちをしっかり見ていただけれたらってい うのは本当に保護者の大きな願いでございますし、また、先生方の多忙感を持ちながら物事をさ れるっていうことになると、子供たちのほうに先生が笑顔を向けてくださるのかなっていうふう な心配もございます。そういうようなことで、いろいろお尋ねいたしました。

それで、初めに、冒頭の総合教育会議でございますね、このようなことのが設置できましたので、ますますしっかりと教育行政も手がたく進んでいくのではないかなと思っております。また、今後とも本当に、坂本首長さんは節度を持っていらっしゃいますので、いい提言もいただいたりして、ますます教育行政が豊かになっていけばいいなと思います。

私は、通告したのがこのあたりではございますが、時間ももうありませんので、これで終わり たいと思いますが、教育長、昨今の教育行政の中で心に響かれたとか、嫌だなと思うこととか、 よかったなと思うようなこと、何かございましたら。それとか、先ほどおっしゃいましたね、保 護者の方にもう少し、保護者の教育っていう言い方は本当に不遜ではございますが、子供の教育をするに当たっての保護者の心構え、そういうものもしっかりと、何とかハンドブックっていうものも我が町では健康福祉課のほうから出しておられるいいものがありますし、子供の教育を見据えて、これからこの町はいくんだということのそういう姿勢はよく見えるんですが、教育の一番の根幹にいらっしゃる教育委員会としては、ちょっといいことがあったよとか、これはちょっとなっていうようなことが、どちらかでも結構でございますが、最後にそれをお尋ねして終わりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。いいこと悪いこと、具体的に、何を言おうかな と思いますが、先ほどもちょっと触れたことともう1点、2点、ほんならお話をさせていただき ます。

1点は、先ほど申し上げましたように、学校のやはり意識改革を何とかしないと、大変厳しい 状況の学校になっていく可能性を大変心配をしております。御承知のように、教職員が大量に退 職、これからして、もう既に始まっておりますけれども、大幅に教職員が入れかわります。若く なります。恐らく西伯小学校が今、県内で一番若い、モデル校みたいな、平均年齢40歳切って おりますから、そういうような状況が非常に出てくる中では、早くやはり先生方の意識なり、そ ういう学校マネジメントなり、何とかしていかないといけんかなということが私の今の一番大き な、学校教育に対しては課題であります。

もう1点、冒頭の御質問で総合教育会議の話が出ましたので、少し話をさせていただきたいというぐあいに思っております。私は、結論的に申し上げますと、非常に前向きにこの総合教育会議の考え方について従前より思っておりましたし、前向きに捉えております。制度改正に至る経過においては、全国のいろんな仲間の皆さん方でいろいろ意見があったのも事実でありますけれども、この制度改革が始まる以前より、それぞれ首長さん方は子供の教育や子供たちに対するさまざまな思いを持って選挙で選ばれるわけでございますから、そういう首長さんの思いっていうものをやはり教育行政はしっかりと受けとめながら、民意として受けとめながら、それを教育行政の中でどう反映をさせていくのかというスタンスは非常に大事な話でありまして、そういう意味では、そういう仕組みが一つの制度として、理由はどうあれこうあれ、そういうことができたということについては私は前向きに捉えておりますし、そういう意味で教育行政の一層の充実につながるように教育委員一人一人が自覚を持って、これまでどおり合議制の教育委員会制度というのは残ったわけでありますから、これまで以上に高い意識と志を持ってやはり教育行政に当た

っていきたいと、こんなぐあいに捉えておるところであります。以上 2 点、申し上げて答弁とします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 杉谷早苗君。
- ○議員(7番 杉谷 早苗君) 以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上で7番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長(秦 伊知郎君) ここで休憩をとりたいと思います。再開は10時35分からにします。

午前10時17分休憩

午前10時35分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

続いて、10番、石上良夫君の質問を許します。

10番、石上良夫君。

○議員(10番 石上 良夫君) 10番、石上です。通告事項について質問してまいります。前向きな答弁をお願いいたします。

同和対策審議会答申後50年に当たり、本町の人権行政の成果と今後の課題を問います。これは1965年の答申であります。前年は東京オリンピックの開催で、あのはだしのアベベが優勝、そして、ニチボー貝塚の女子バレーが金メダルをとったと。また、新幹線開通の年で、日本が高度成長に向かう、日本が変わっていく前ぶれだったと、そういう年でありました。

同対審に答申が出されて50年が経過しようとしている今日、答申で指摘された基本方針と具体的方策について、いかなる方策が実施されてきたのかの総括を踏まえ、その成果と課題を検証する必要があります。半世紀という年月を経ても、部落差別は厳然と存在しており、半世紀を経た今日、差別の撤廃に向けて同和行政を推進してきた行政として、その成果と残されている課題を明確にすべきです。過去の調査で明らかになった母子、父子世帯、単身高齢者世帯の増加、また進学率の格差等、負の連鎖の防止も急務と考えます。

1つに、同和対策審議会答申が示した部落問題解決に向けた精神や行政の姿勢及び考え方について、今日的な見解を伺います。

2つ目に、本町は人権施策推進のための実態調査も実施されており、これは高く評価したい。 また、答申が指摘した課題について、達成された成果と残された課題を明らかにされたい。

- 3つ目に、1996年5月に提出された地対協意見具申の今日的な見解を伺う。
- 4つ目に、人権教育啓発推進法の推進のための本格的な人権教育の考え方を問います。
- 5つ目に、鳥取ループなどによるインターネット上の差別書き込みについて、行政の認識と県 と共有できる取り組みを求めます。

6番目、本年は女性差別撤廃条約を批准してから30年の節目の年であり、仮称でありますが、 男女平等条例の制定も考えるときと思う。これの認識を問います。

最後に、個人情報保護のための本人通知制度の今の登録状況、そして問題点を伺います。以上 でございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 石上議員の御質問にお答えをしてまいります。同対審答申50周年に当たり、本町人権行政の成果と課題についてと、大きなテーマでございます。

まず、同対審答申の精神や行政の姿勢、考え方の今日的見解はとのお尋ねであります。本町は、合併以来、人権が大黒柱のまちづくりを町の重要な施策として位置づけ、部落差別を初め、あらゆる差別をなくす取り組みを展開してまいりました。合併以前の取り組みを含め、ハード面については一定の成果があったと考えておりますが、部落差別をしない、させない意識の面にはまだまだ課題が残されており、早期の解決をうたった同対審答申の趣旨に十分答え切れていないと認識いたしております。同和問題の解決に取り組む中で、私どもは多くの人権問題に気づかされ、部落問題解決に向けた行政の責任とともに、こうしたさまざまな人権問題に取り組む行政のあり方にまだまだ多くの課題を抱えていると認識しております。

次に、答申が指摘した課題について、達成された成果と残された課題を明らかにされたいということでございます。ハード面については、同和対策事業の推進により環境改善など大きく前進しましたが、さまざまな調査や平成23年度に本町独自で実施しました同和地区実態調査を踏まえますと、就職、進学、住宅等の課題に一定の成果はあるものの、依然として格差が埋まっていないと考えております。また、先ほど述べたこととも関連しますが、同和問題や人権問題に対する住民意識の格差も看過できない課題と認識をしております。いわゆる無関心層への啓発にどう取り組むのか、大きな課題として受けとめております。

3点目です。地対協意見具申の今日的見解についてであります。地対協意見具申の背景として、 同和対策事業に一定の成果が見られたこと、同和問題を解決するためには一定の時間を要する課 題もあることから、一般対策として継続的な取り組みが求められたと認識しております。基本的 人権の尊重を大黒柱とし、部落差別を初めとするあらゆる差別をなくす取り組みがより主体的に 求められていると考えております。

4点目は、人権教育啓発推進法を見据えた本格的な人権教育の考え方を問うということでございます。人権教育啓発推進法ができたことにより、同和問題は人権問題として位置づけられ、人権教育を核とした啓発活動の充実が求められていると考えております。学校教育から社会教育への一貫した学習機会の提供、日々の学校生活や暮らしの中で差別を見抜く力に資する学びをどう工夫していくのか、人権対策行政、教育行政に課せられた責務は大きいと認識をしております。

5点目は、鳥取ループなどによるインターネット上の差別書き込みについてでございます。行政の認識及び県と共有できる取り組みを求めるとの御提言でございます。本件については、さまざまな行政機関や運動団体によって削除の要請が行われているものの、現在もなお公開されたままとなっております。多くの情報が勝手にインターネットで公開されることにより、個人情報が個人情報でなくなり、身元調べなどに悪用される危険性が高まっている状況下にあると認識しております。本町は、部落解放人権政策確立要求鳥取県実行委員会に属し、人権侵害救済法や人権政策を確立するための活動に取り組んでおります。引き続き県や他市町村と連携しながら、差別をさせない、許さない取り組みを進めてまいります。

最後に、女性差別撤廃条約批准30周年の節目に当たり、男女平等条例制定の認識を問うというお尋ねであります。女性差別撤廃条約は、1979年、国連において、女性の権利全般について規定する世界で初めての法的な拘束力を持つ条約として誕生し、我が国は1985年に批准し、条約の加盟国となりました。本町では、2006年に男女共同参画推進条例を制定し、一昨年度末、南部町男女共同参画プランの第2次改定を行ったところであります。また、南部町男女共同参画推進会議は、昨年度から町人権会議に所属されまして、活発に研修に取り組まれるとともに、DVDの制作など、創意工夫を凝らした啓発活動に意欲的に取り組んでいただいております。新たな条例制定との御意見でありますが、国や県、住民の皆様の声に耳を傾けながら判断してまいります。当面はこのたび改定しましたプランに基づき、しっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

失礼しました。最後に、個人情報保護のための本人通知制度の登録状況、問題点についてお答えします。本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合に、事前に登録された通知を希望される御本人に対して交付した事実をお知らせするもので、同一世帯であっても御本人以外の方にお知らせすることはございません。対象となるものは、住民票、または戸籍に本籍、筆頭者が記載されているものです。消除されたものも含みます。住民票では、同一世帯の方以外からの交付請求があった場合、戸籍では、戸籍に記載のある方またはその親族以外の

方に交付した場合で、事前に登録された日の翌日以降に行われる交付請求が対象になります。交付したことをお知らせする制度であり、具体的に誰が請求されたかはお知らせいたしません。この制度によって、虚偽の届け出などによる不正請求の抑止や不正取得による個人の権利の侵害を防止すること、さらにはみずからの人権意識を高めることができるものと考えております。南部町は、平成24年9月1日より本人通知制度の運用を開始しております。本町でのことし8月末の登録者数は199名でありまして、各年度の新規登録者としましては、平成24年度は61名でしたので、順調に増加していると言えます。この制度の問題点などとしまして、事前登録をされた方が、更新期限が間近になっても更新手続をされずに、有効期間が切れてしまうこともございました。そのため、本年2月に更新期間を3年に延長するとともに、更新を促すために有効期間が切れる2カ月前に有効期間満了通知書を送付し、再登録をしていただいております。趣旨を御理解いただき、積極的に登録を進めていただきますように御協力をお願い申し上げまして、答弁といたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 1 0 番、石上良夫君の再質問を許します。石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) ありがとうございました。

行政事務の執行にはやはり定められた条例や規則や、そして計画、私はこれを守っていって事務を行っていくことが一番大事だろうと思います。また、この問題は、心の問題も大きく関係があります。合併時に制定されました、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例、この条例や、また南部町におけるあらゆる差別をなくす総合教育、これも策定してありますけど、この条例や計画が今の時代に本当に町民の方が、こういうものがあるかということを御理解されているか、ちょっと私も心配になってきました。時にはまた改めて広報して、住民の皆さんに頑張っていこうという姿勢も大事だと思いますが、この件についてはいかがお考えでしょうか、お聞きします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。
- ○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。御指摘のとおり、広報等、毎月、教育委員 会の紙面もありますので、その中でまた人権の問題等を幅広く広報を継続的にしていきたいって いうふうに思っております。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) はい、わかりました。これからも広報していただきたいと思います。

同対審答申50年が経過して、8月の20日に県知事や小椋教育次長、また中林人権局長ほか関係課長と面談をしてまいりました。そこで要望書を出して、知事からのコメントをいただきました。知事は、冒頭に、憲法第14条の理念を深く追求すると、これは全ての国民の法のもとの平等、人種、信条、性別、社会的身分、門地により政治的、経済的、社会的関係において差別されない、このことを冒頭に強くおっしゃりました。また、同和問題解決に向けては行政責任として立ち向かっている、その過程として障がい者、女性、子供等への人権問題の解決に向けての取り組みも進化してきた、しかし、心の中での差別がいまだに行動として表現されている。結婚問題、居住地域に対し、不動産業者の不当な情報収集、いまだに同和問題は解決してないと強調されました。また、ヘイトスピーチに対しても、知事は、早急に国に防止のための法律を制定すべきと、こう積極的な御答弁をいただきました。行政の姿勢は、私は、本町は非常に積極的だと評価して、前段に述べましたように、本町は23年、またその前も人権意識調査をされております。3回にわたって調査をされており、他町にはなかなかない取り組みも計画的にされておられます。また、当然調査があってこそ施策の内容の濃い実施ができるというふうに思います。知事の強い決意もいただきましたので、この際、町長の決意を改めて伺いたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。同対審答申50年を踏まえまして御質問をいただいたわけでございますけれども、この50年を経て、なおこの部落差別を初めさまざまな差別、格差といったものが、偏見やですね、この世の中にまだあるということでございまして、内心、行政の責任者といたしまして、じくじたる思いがいたしておるところでございます。一日も早くと、このような差別のない平和で明るい社会というものをつくっていかなければいけないというのが私の考え方でございまして、そういう意味で、ことしはこの50年を踏まえて、答申50年を踏まえて、新たな覚悟をして取り組んでいかなければいけない大切な年だというように思っているところであります。

5 0年を踏まえまして、いろいろな団体などから、特に部落解放同盟などからもいろいろな考え方、総括がなされておりまして、課題も示されているわけでございます。

いわゆる、ちょっと紹介をしてみますと、これは部落解放同盟の見解でございます、1965年8月に出された同対審答申と69年に制定された特別措置法は部落解放運動を大きく前進させたということで評価をしているわけであります。しかし、一定の成果を上げた住環境の改善、特措法でございますが、特措法後の部落解放運動の課題は、一定の成果を上げた住環境の改善にもかかわらず、いまだに部落差別の実態が解消されていないということ、そして、一方で、老朽化

した公営住宅など、これまでの成果としてあったものが新たな貧困と格差を生み出している点も取り上げられているということでございます。こういうことを運動体自身も課題に掲げておられるわけであります。全く認識を共通にするものでございます。こうした今日的な困難な課題は答申が指摘している行政施策の総合的計画性の欠如が繰り返されてきたことにあり、これまでの特別措置法の限界でもあると、しかし、当時の応急措置的な行政施策としての環境改善の全てを否定するものではないし、我々運動側にも反省すべき点もある、であるからこそ、そうした今日的な課題を直視し、一方的に行政施策を求めるのではなく、行政との連携を深めながら、地域の課題解決のために取り組むことが求められているのであると、こういう総括がなされておりまして、私も同じ思いを持つわけでございます。

いずれにいたしましても、自分は差別をされているのではないか、自分の出身地をみんなの前で言うことに子供のときからためらいを感ずる、それはいわゆるそういう出身地を名乗ることによって、差別を受けるのではないか、被害をこうむるのではないか、損失を与えられるのではないかというような思いというものを子供たちに持たせてしまっている、今の現状があるというように思うわけであります。教えなければいいのではないかという意見もあるわけですけれども、これを知ったときには、全くこの知識がないわけですから、差別をするほうも、されるほうも、みずからの思うところに従ってエスカレートするということになるわけでありますから、やっぱり正しくきちんと教えて、そういうことがない社会というものをつくっていかなければいけないということでございます。そういう意味で、我々行政の責任として、国民的な課題であるといった同対審の答申の趣旨というものを踏まえまして、今後においても一層明るい社会づくりの、差別のない明るい社会づくりのために頑張っていきたいと、このように決意をするところであります。以上です。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) 答申が指摘した課題について、達成された成果と残された課題について、町長から率直な答弁をいただきました。ハード面では前進が見られる、しかし、まだいろんな複雑な問題が残っていると、特に無関心層への対策がこれから必要ではないかと。私も、そのとおりだと思います。

先ほど運動団体のお話も、団体の反省点も交えて、お話を伺いました。この法律は、1965年、出されたもので、私は、この答申の一言一句を金科玉条のごとく守り続けるためではないと私は思います、正直言いまして。答申が出されて50年も経過し、世の中、社会は大きく変わりました。部落差別の現実も、社会状況の変化や運動の発展、また同和行政の推進や各界各層にお

ける市民活動の展開によりまして、解決に向けて一歩ずつ前進しています。答申は、今から見て、現状に合わない点や不十分な点もあることも、私は正直、事実だと思います。しかし、同和問題の早期解決に向けて、この答申の趣旨を今後とも受け継いでいくことが必要だろうと思います。なぜならば、時を経ても色あせることのない、同和行政を初めとする部落問題解決のための原則が書き込まれている、そして、それは人権行政を初めとする他の人権課題の解決においても、共通する基礎、基本と私は思います。やはり一番重要なのは、その町々において、行政と関係する地域の人たちが本音を出して意見交換する、互いに思いを伝え合う、そして相手を理解する、私はこういうことが一番現実的で大切なことだろうと思いますが、その点について、町長のお考えを伺います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 町長でございます。今お話しになったとおりではないかと思うわけです 〇町長(坂本 昭文君) けれども、結局、人は少なくとも差別をされる側には回りたくないという気持ちがあるのではな いかというように思います。なかなかこの当事者になってみなければ、その気持ちというものを、 差別を受けたときの気持ち、受ける者の気持ちというものは理解が難しいわけでありまして、こ こにやっぱりお互いに人と人としての普遍的なきずなといいましょうか、人間の一番大切なきず なというようなことを基軸にした融和というものが求められるわけでありまして、ここにやっぱ り同和問題やあらゆる今ある社会現象としての差別の解消が、答えがあるように思っております。 残念ながら、結局、そこまでの、何といいましょうか、ちょうちょうはっしのやりとりというよ うなことがきょうびの社会の中で、そんなにそんなにあるわけではございません。やっぱり立派 な先輩方や講師先生のお話などを聞き、みずからの心を鍛えていく、高めていくというようなこ とが、これは双方に求められるのではないかというように思っております。そういうことを通じ て、少しずつ改善していくより、これは手がない。どんなに腹を割って話し合ってみても、社会 現象全体としてそういう問題が一気に解決すると思えませんので、やっぱりそれぞれの自治体で その地域の特性に応じた取り組みというものが求められるのではないかなというように思ってお ります。まことに歩みの遅い取り組みで、いら立ちというようなものもあるかもわかりませんけ れども、長い時間かけてきた問題でありますし、つくられた差別でありますから、これはやっぱ り時間がかかる、また、かけないと、この解消というようなことにはなかなか難しいのではない かと思っておりまして、息の長い取り組みをしなければいけんと、このように思っております。 物的な部分については、特措法などで一定の成果もおさめておりますし、そういう面での解決は 案外簡単にできるのではないかと思いますけれども、心の問題については、これはなかなか一朝

一夕にはいかないわけでありまして、いら立ちは理解できるわけですけれども、時間をかけて、 着実に、後退することがないように、前へ一歩一歩進んでいくということを一つの考え方にして、 自分を励まして取り組んでいきたいと、このように思います。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) この答申には、やっぱりかなり重要な点もあると思います。まず 第一に、部落差別の現実があることの認知とその調査が、私は不可欠だろうと思います。本町で は、先ほど申し上げましたように、意識調査や実態調査の実施をしている。なかなか県内の自治 体を、いろんな情報を聞いてみますと、できてない。私は、これが一番大事だろうと思います。 これを引き続いて行っていただくと。また、部落差別は人間の営みによって、私は解決できることであろうと思います。この悲観的な宿命論や、また、騒ぎ立てるな、いわゆる寝た子を起こす なということは、私は間違っていると思います。

ただ、今は相手がなかなか特定できない差別が連続して起こっています。まず、電話、名前を明かさない。当然ですね。電話による差別。一方的に話をして切ってしまう。また、はがき、はがきによる差別。そして、インターネット。特にインターネットは一瞬の間に世界中に広がるということで、これが一番大きな問題だろうと思います。そして、差別がある限り、先ほども町長から答弁をいただきました、国の責任は、県や市町村も含めた同じ考えだということだろうと思います。そして、総合性と計画性を持った具体的取り組みの展開が必要だろうと思います。現在、実施期間中の平成27年度までの実施計画、あらゆる差別をなくすための総合計画の年度ですが、来年の3月で一応年度の区切りがあります。新しい28年度からの計画に当たり、担当部局の教育長に、今どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きしたい。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。計画が今年度末ということでございまして、今年度の年間の事業計画の中で、まず見直しをきちっとやって、スムーズに28年度からスタートへということで計画に入れ込んでおります。お盆を明けてスタートしたいという気でおったのが少しずれておりますが、私のほうで基本的な考え方として、今、感じておることを一、二申し上げたいと思います。まずは、しっかりと現在の計画を検証するところからやはりスタートすべきであろうというぐあいに思っています。このところを少し充実をさせて、もちろん全でできましたという状況に、それはなっておりませんので、なぜそれができていなかったのかというところをしっかりと押さえていかないと、結局、次の計画にも同じ過ちを起こすことになるだろうということで、まずはしっかりと評価、検証する、振り返るというところを大事にして、見直しに入

りたいと思っております。

2点目は、5年間の実施計画のスパンでありますが、要はその5年後の姿をどれだけ具体的に 共有するかと、具体化するのかというところだろうというぐあいに思っています。目標とする姿 が曖昧であれば曖昧であるほど、その施策が具体化しないということにつながってくると思って いますので、できるだけ5年後の目指す姿というものを具現化する、具体化をするということが 見直しの第2点の大事な点であろうというぐあいに思っています。

この2本の柱で作業に入りたいというぐあいに思っておりますが、もう1点は、先ほどの同僚 議員さんの御質問でもございましたように、町の教育大綱が示されると、こういう時代に入って まいりました。現在の教育大綱は29年度までということでございます。したがいまして、30 年度から5カ年程度の期間での大綱が策定をされるということになりますので、やはりこのこと も意識をしながら、そことの整合性というものも中途で見直しをするようなことにも配慮をした 計画策定をせないけんのかなというぐあいに思っておるところでございます。以上です。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) ありがとうございます。

特に今、答弁で私、思いましたのは、やっぱり5年間のスパンで行われると。5年後の目標を どこに置くのか、本当に大切だろうと思います。まだ時間は十分にありますので、やっぱり関係 団体、また町内の人権に関する委員の方も交えて、皆さんで一緒に研究したらいいじゃないかと 思います。

次に、差別の撤廃にも新たなやはり差別禁止法や人権侵害救済法、これが必要だろうと思います。インターネットの時代には立ち向かえない、法律がなければ、私は思います。教育長も参加されております人権政策確立実行、鳥取県の実行委員会、この中で差別禁止法や人権侵害救済法がいろいろ議論されて、実際に年に2回ぐらいですか、倉吉の石田市長を先頭に国会に要望するという運動も長年続けております。この運動の広がりが、私、大事じゃないかと思いますが、教育長も参加されておりますので、町民の皆さんにも、こういう組織で、こういう運動をしてるということをできましたら一言御答弁いただきたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。今、石上議員さんのほうから御紹介をいただきましたように、県の実行委員会のほうに私も県の町村教育長会を代表して、役員という形で入らせていただいて、さまざまな現実的に起こっております差別の実態の対応なり、それから、目指すべき法の制定等々についてかかわらせていただいているところであります。

私見ということになりますので、御勘弁をいただきたいと思いますが、多少、役員として入らせていただいておりながら、ここ一、二年、少し感じておりますのは、若干マンネリ化をしてきておるところもありはしないかなっていうのを一役員として個人的には感じておるところでございます。さまざまな、実行委員会が抱えております課題を何とかもう少し工夫をして、県民の皆さん、あるいは町民、村民、あるいは市民の皆さん方と共有ができるような工夫をやはりもう少し頑張らないけんかなというぐあいに思っています。国に向かう力と、それから住民の皆さん方とともに共有する方向性といいましょうか、そういう2つのベクトルでこの運動の充実を図っていくことが今、課題じゃないのかなというぐあいに感じているところでございます。以上でございます。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) ありがとうございます。

やっぱり長年経過しておりますと、確かにマンネリ的な部分もできてくると、そういう感じも しますが、倉吉の石田市長はとても前向きに活動をされておりますので、どうか今後も皆さんと 一緒になって、リードしていただいて、続けていきたいと、頑張っていきたいと思います。

3番については、先ほど、冒頭からも町長の答弁をいただきました。やはりまだ課題は残っておるし、同対協の意見具申も、町長は全て御理解されておられます。この3番については問いませんが、引き続いて、町長のみならず、副町長を初め役場職員の皆さんにも、時には答申の一面も読んでいただくというような役場庁内の研修もあってもいいじゃないかと、そう感じますが、副町長、こういう研修もやはり職員がみずから行うということも大事ではないかと思います。いかがでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 副町長、陶山清孝君。
- ○副町長(陶山 清孝君) 副町長でございます。先ほど教育長の発言にもありましたように、人権課題は非常に大きく、重要な問題で、行政もこれまで研修に取り組んできてましたけども、ややもすれば、反省すれば、マンネリ化してるという点もあろうかと思います。新たな視点や時代の変化を捉えて、今日的な課題にしっかりと向き合うような研修を人権の基本部分である重要な部分を大事にしながら、これからも続けていきたいと、そういう面では新たな視点で改革するべきところは改革した研修に取り組んでいきたいというぐあいに思っています。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) 次に、4点目の人権教育啓発推進法、これは2000年、これも制定されてから15年、節目でございます。最初に申し上げましたが、町のあらゆる差別をなく

す条例、これもやっぱり関連して、15年もたてば、忘れ去られてしまう。教育委員会は、こういうことを言ったら失礼になるかもしれませんが、やっぱり子供から成人まで町民の皆さんが一体となって人権教育、行っていくことが大事だろうと思います。特に保育所、小学校、中学校等の教育機関でのいろんな人権教育のカリキュラムはあるかと思いますが、幼いときから人と仲よくする、人をいたわる、いじめない、そういうことがやっぱり成長期に向けて人を差別しない基本になろうかと思います。ここに、例年行っております、県内の差別事象の報告の文書があります。南部町からも多くの皆さんに出席いただきまして、皆さんと一緒にさまざまな事象を研究したり、今後こういうことをなくすためには何が必要かということを勉強しました。最初は、南部町から出席が少なくて、私も肩身の狭い思いしましたが、近年は非常に多く勉強に来られます。非常によいことだろうと思います。

せっかくの機会ですので、2点、簡単に報告したいと思います。

1つは、地区に対する差別事象です。これは、最近インターネットを見ていたら、何々小学校は同和地区だと書いてあった、心配なので確認したい、何々団地は同和地区ですか。公民館の方が、何が心配なのですかと質問すると、就職等の履歴書に何々小学校卒業と書くと、就職差別を受けたり、そのほかにも影響が出るようなことになりはしないかと思うので、確認したい、小学校に在籍していたときに同和に対する差別やそういう地区があると習ったが、全く他人事として、聞いていなかった、自分の身近に同和地区が存在していたとは思いもしなかった、こういう電話です。これは、そこの地区に住むと、他の人から、おまえも同和地区の人だなという誤解をされるんじゃないかと、就職等にも影響が出るんじゃないかという心配で、はっきり言いまして、本音か、わざとこういう電話をしたのかわかりません。

次に、これは県の教育委員会にあった電話です。小学校と中学校の、高校もですか、採用について。これも電話です。小学校の採用試験はいつあるのか、教育委員会は、今月の26、27です、中学校はいつか、同じく、26、27です、高校の試験はいつか、同じです。相手が、誰々という受験生がいるが、知っているか。教育委員会は、今すぐにはちょっとわかりません。相手は、家族が同和のどうのこうのと言っている、このような者を合格させるなと電話来たということで、私どもも県教委に確認しました。名前を明かして、本当にそういう人が実在しているのかと聞きましたが、個人情報に当たるので、それはできないという返事でした。現実にこういうものがたくさんあると。

また、中には学童保育のまでもありました。幼い子供が、子供ですから、時には口げんかもします。その中で、1人の子が、おまえは同和地区の子だなという発言があったと。それで、子供

ですから、そういうこともあると思いますが、どこで聞いたか、そういうことが問題だろうと。 そして、ここの学童保育の職員がこれをそのままに、上に上げ、報告しないで、そのままにしとったと。この問題がわかったのは半年も過ぎてからです。私は、こういうことが一番だめだろうと。 差別に現場におる人の対応が全くできてないと。いざというとき、本当にすぐに対応して、皆さんでこういう問題を話し合うことが大事であると思いますが、南部町もいろいろこの差別に対する対応はマニュアル化できておると思います。総務課長から、こういうことが起きたとき、町としてどう対応していくのか、その気構えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、加藤晃君。
- ○総務課長(加藤 晃君) 総務課長でございます。先ほど石上議員さんのほうからの報告事例 もございました。私もその会に出させていただきましたが、非常に現実的に、本当にあってはな らないことだと思ったわけでございます。町のほうでも、教育委員会ともやりながら、一つのマニュアルをつくっておりますが、やはりマニュアルはマニュアルで終わってはいけませんので、 これについては職員のほうに徹底しながら対応していきたいと思っております。特に報告漏れとか、あるいはその後の対応ということについて十分注意していきたいと考えております。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) 時間が迫ってきましたので、次の鳥取ループによるインターネット上の差別書き込みについて。これは皆さん御存じないかもわかりません。教育委員会として、この問題をどう捉えているのか、わかりましたら、お聞きしたいと思います。
- ○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。
- ○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。今、御質問の鳥取ループに関しまして、どう捉えてるかということでありますが、少し町長答弁でもありましたけども、インターネット上での差別事象として、非常に今、問題になっておりまして、少し経過のほうを説明をしていただきながら、お話をさせていただきたいと思います。

鳥取ループと名乗る個人が2009年、6年前ですけども、県内の同和地区をインターネットのグーグルマップ、御存じだと思いますが、で掲載をして、差別的な文章とともに、意図的に公開をする行為を続けております。これまで鳥取県を初めとして、大阪であったり、滋賀県であったり、全国的に広がっております。今まで6年間にわたって、まだ公開をされたままとなっております。そして、今現在、鳥取ループ作成の差別地図が2年前からグーグルストリートビューっていいまして、カメラで……(サイレン吹鳴)2年前からグーグルストリートビューのサービスと地図がリンクをされて、同時に見ることができるようになっております。カメラで撮影をされ

た道路沿いの風景画像が見ることができるようになっておりまして、場所や個人がもうピンポイントでわかるように、特定できるような状態になっております。個人情報が、非常に本人が知らない中でインターネット上にさらされているっていう状況で、答弁でもありましたけども、身元の調べ等に悪用される、非常に危険性が大きくなってるという状況であります。

今、お話をしましたけども、一つお願いがありまして、これを聞かれて、その鳥取ループの地図とか、ストリートビューをインターネットでちょっと見てみようということをされる方があるかもしれませんけども、アクセスを非常にしないように、この場をかりてお願いしたいんですけども、アクセス数がふえると、ネット上での検索画面のトップのほうに上がってきて、どんどんどんどんよく見える状態にますますなっていきますので、そういう結果になりますので、その辺はちょっと注意をしていただきたいと思いますが、南部町としても、県と一緒になって、こういう情報共有しながら、この問題の解決に向けて、引き続き取り組んでいきたいと思ってますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) ありがとうございました。

非常に悪質なことでありまして、平井知事も本当に怒り心頭でした。今、告訴中だそうです。 そして、グーグルには面談を求めていると、かなり前から面談を求めていますが、面談に応じて こないという現実だそうです。国にも強く求めていますが、表現の自由、こういうことでなかな かこれがとまらない。

ただ、今、次長がおっしゃいました、「住所でポン!」ですね、これはちょっと私も調べてみましたら、8月の14日でどうも今とまっています。これは、京都の島崎法律事務所、これがどうも提訴されておられます。それで、私も、石上良夫出したら、ぽんと出てくるんですよね。きょうの議会のためにもう一回確認しようかなと思ったら、今、消えています。いいことですけど、どうもからかってるんですね、反応を見て。だけん、愉快犯。非常に悪質です。残念なことには、鳥取県の地区の住所が一遍にぽおんと出るんですね。子供も見ていると。もう本当に今ネットの問題で、どうしようもできないという。知事も、何とかせないけんけんって言われましたけどね、できてない。もうちょっと私どもも頑張ります。また、行政も関心を持って、いろんな県との情報を共有していただきたい、そういうふうに思います。

6番目の、女性差別撤廃条例を批准してから30年、私は、この人口減少、そして地域の活性 化が失われている時代、男女共同参画の中に男女平等のことがうたってあります。ありますが、 私は、やっぱり活性化、南部町がずっと生き延びていくためには、やはり女性の活躍の場が大事 だろうと思います。現実にやはり女性の方は出産時に会社をやめなければいけなくなったり、各家庭では女性がいろんな大変なことを行っていると。うちの家内に言わせれば、男がだらしないからだと、そう反対に言う人もあります。ありますが、やっぱり誰が見ても女性は大変だろうと思います。やはり今の非核宣言の町、南部町、人権確立される南部町、がん撲滅の町、もう一つ、男女平等の町、南部町を強く全国に訴えて、多くの女性に来ていただく。南部町の男性を気に入って、結婚される方も中にはあるかもわかりません。私は、今の人口減少社会で、そこまで本当に慎重に考えねばいけないこと、もっと強く打ち出していただきたい。町長、いかがでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。おっしゃる、訴えられたことは受けとめましたが、 先ほど御答弁申し上げましたように、男女共同参画推進会議が人権会議に所属されまして、その 中での活発に活動をなさっておられます。そういうことを応援したり、その活動の延長線上にそ のような条例も必要であれば、制定していかなければならないというような判断もいたしており ます。

そもそも論ですけれども、基本的人権をうたった憲法のもとに、なぜその男女平等条例だとか、あるいは何々だ、さまざまな法令が必要なのかという気がいたしております。やっぱり対処的な考え方ではなくて、もう少し根本的に解決を図っていかなければならない課題というのがあるのではないかなというのが率直な印象です。私、先ほど申し上げましたように、祭り、隣保館祭りなどに行きて、子供が発表します。その出身地を明かしたら、差別を受けるのではないかと思って、随分悩んだということを言います。学校の先生がそれを励まして、発表させます。そして、1つの問題をクリアして、成長して、次へ進んでいく、そういう強くなる取り組みというようなことを通じてでなければ、それからまた、我々も、聞いている者も非常に感動します。あの小さな子供にそんな思いを何でさせるのか、それはさせちゃいけんという、この思いがやっぱり大事だろうと、子供もやっぱりそれ、乗り越えていかんといけんというように思うわけですし、我々もそういうことから学んで、明るい、差別のない社会をつくっていかなければいけないということを私はもうちょっとみんなが基本にして、条例つくれば終わりみたいな話にはならんのではないかと思っております。よろしくお願いします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 石上良夫君。
- ○議員(10番 石上 良夫君) 時間も来ましたので、そろそろまとめたいと思いますが、個人情報保護条例、登録者が199名、160名ぐらい聞いていましたけど、また一遍にふえました。 大変いいことだと思います。町長とも時にはお話ししますけど、10%を目標に行こうじゃない

かと。ということは、1万1,286人の町、とりあえず1,000人を目指して、皆さんと一緒に 頑張っていきたい、そう思います。

最後になります。きのう、私のところにファクスが参りました。東京、品川区の人権政策課です。南部町で人権政策を学びたいと、いわゆる先進地視察をしたいということでございます。人権行政課ですか、それと校長先生や教員の方、人数を言いますと、品川区の職員が部長級、課長級含めて5名、品川区の同和対策の協議会委員が2名、小・中学校の校長、教諭4名から5名の方が、そして事務局、教育委員会の事務局ですね、これが2名、合計13名か14名、1月の13日から15日まで、寒いときですけど、ぜひとも教育委員会で日程を調整して受けていただいて、南部町をどんどんアピールしていただきたい、こういうふうに思います。私は以上で終わりますが、この受け入れについて、まだ日程がわからないと思いますが、お気持ちだけ聞かせていただいて、終わります。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。今、御紹介のございましたような問い合わせといいましょうか、依頼があったようでございますので、万難を排して受けさせていただき、そして、ともに学ぶ研修会として一緒に勉強する機会ができたらなというぐあいに思っております。また、運動団体の皆さん、あるいは地区の皆さん方にもまた御協力をいただきながら、研修会を実施したいと思ってますので、よろしくお願いいたします。
- ○議員(10番 石上 良夫君) 以上で終わります。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上で10番、石上良夫君の質問を終わります。

.....

○議長(秦 伊知郎君) お諮りします。ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時からにします。

午前11時42分休憩

午後 1時00分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

1番、白川立真君の質問を許します。

白川立真君。

○議員(1番 白川 立真君) 1番、白川立真です。壇上より質問をさせていただきます。

まず、質問事項は、生きる力を歴史から学ぶことについて、お伺いをします。その背景としまして、我が町において、未来に伝え、語り継ぐものとして伝統文化や史跡、また歴史などがありますが、その歴史において、今に軸足を置いて過去を振り返るとき、近代史の記憶はクローズアップするに値する。その中で、終戦間もない復興期の人々の生きざまは今を生きる人々に大きな勇気と力を与えると思っております。そして、あの戦後を生きた人々から多くを学び、次代へ語り継いでいかなければと感じております。

少し振り返りますと、絶望の底からの戦後復興において、世界各国の目からはどのように映っていたのでしょう。本来、石油資源、鉱物資源を持たない我が国が、さきの大戦において、資源確保のため戦った一面もありましたが、結果、敗戦し、国土は荒れ果て、資源調達は不可能になり、そして、アメリカを主とするGHQに占領をされてしまいました。そんな中で、日本がこれだけ短期間に復興を遂げたことは、特に東南アジアの方々の目には奇跡、またミラクルと映ったそうです。そして、彼らは次々と欧米から独立をしていったそうです。10数年前に、ブルネイ、フィリピン、インドネシアの若者たちを我が家はホームステイとして受け入れましたが、彼らは皆、日本のゼロからの復興をミラクルと呼んでいました。

私は、戦後の復興はゼロからスタートしたのではないというふうに考えております。あの当時、物的には何にもなくなりましたが、我が国 2,670年の歴史の中で、私たち、日本人の体に流れる哲学、支え合いの精神、物質の特徴を最大限に生かすことができる技術などなど、言えば切りがないほど多くのことを伝承されていると思うからです。とりわけ、戦後復興期から学ぶに値するものとはどんなものでしょうか。あの戦争を通して、日本人が変わったところと変わらなかったところがあるように思います。その変わらなかったところに、次代へ伝えていかなければならない何かが存在していると考えます。現在、教育サイドでは、「今に学ぶ」を理念にまち科などのプログラムを推進されていますが、このたびの私の質問趣旨は、過去に学ぶ、過去に生きる力を学ぶことができないかということです。

それでは、質問をさせていただきます。戦時期には国が主体であるが、戦後の復興期は村や地域の力が大である。その中で、生き残った人々による荒廃から復興までの生きる力は、若者世代が知らないところである。これらの歴史から多くを学び、社会教育として次代へ伝えることができないか、伺います。

以上、壇上より町長、教育長にお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 白川議員の御質問にお答えをしてまいります。

生きる力を歴史に学ぶことについて、どう考えるかという質問でございます。生きる力とは何か、歴史に学ぶとはどういうことかなど、ある意味、壮大なお尋ねでもあり、議員の思いに答えられるかどうかわかりませんが、一緒に考えさせていただければと思います。

さきの大戦や戦後の社会状況等を知り、その事実に深く学ぶことは、誰もが幸せに生きていくことのできる社会を構築していく上で、極めて大切な学びの視点であると思います。しかしながら、戦後70年を迎え、戦争体験者が激減し、私を含め戦争あるいは戦後の混乱期を知らない世代が圧倒的多数を占める現在、戦争に起因するさまざまな事実の記憶が社会全体として日々薄らいでいく現状にあることは否めない事実であると考えております。このような時代にあって、身近な課題として戦争体験の証言や戦後の社会情勢などを子供たちに意識的に伝えていくことは、社会全体の責務であると言えるのかもわかりません。社会教育におきまして、これまで公民館事業として語り部さんを招いての平和学習に取り組んでまいりました。昨年度の平和の夕べでは、町内在住の戦争体験者をお招きし、当時の様子を学んでおります。今年度はなんぶSANチャンネルさんが制作に取り組んでおられる戦争体験の証言を映像記録として残していく活動に協力しております。学校教育におかれては、議員も御承知のように修学旅行に向けての事前学習として平和学習に取り組んで、旅行先の広島や沖縄では必ず語り部さんの話を伺う場面をつくっておられます。戦争の悲惨さを学ぶ学習として意義深いものではありますが、今の子供たちにとっては身近な課題として捉えにくくなってきているのではないかということも危惧されておるようでございます。。

議員の御提案は、こうした戦争に起因する事実を正しく学ぶことの大切さとともに、戦後の復興を担った人々の思いや願い、志や意気込みのようなものを子供たちに学ばせる必要があるのではないかということであります。本町では、昨年度、子供たちに必要な新しい学びの領域として、まち科学習の体系化に取り組んで、今年度から施行されておりますが、並行してその学習内容をさらに深めるべく、ワーキンググループを立ち上げておられます。まち科の三本柱は、ふるさとに学ぶ地域教育、生き方を学ぶキャリア教育、そして市民性を涵養するシティズンシップ教育であります。御提案の趣旨は、いずれの切り口からでも取り組める視点ではないかと推察をいたします。まち科学習の視点から生き方に学ぶ、志に触れる学びにどう取り組めるのか、具体的に検討を教育委員会のほうでもしていただくということで、いましばらくお時間をいただきますようによろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 1番、白川立真君。
- 〇議員(1番 白川 立真君) 今回、私もかなり大風呂敷を広げておりますので、範囲が広うご

ざいますので、少しずつ絞っていったほうが深まるのかなというふうに思っております。

その前に戦後ですので、私は一番最初に想像したのは町長、副町長が子供のころの時代、ちょっとあのころに時間を巻き戻していただきまして、あのころの子供たちと今の子供たちを重ねたときに、どういうところが違っているというか、変化したのかなというのを、町長、教育長に伺ってみたいと思います。簡単でもいいんで、ちょっとお願いしたいと思います。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 私の子供のころは、私、入蔵という部落で大きくなりましたけれども、 わずか20数戸の集落に同級生が9名おりました。上の集落と下の集落と同級生だけでも9名で すから子供の数が物すごく多かったということでありまして、ほとんど毎日けんかといいましょ うか、戦争ごっこというふうにいいましょうか、そういう遊びで過ごしておりまして、学校に上 がる前にようやく名前をミミズがはったような字で書けたぐらいのことであります。勉強という ようなことは全く力が入らんかったという、遊びにむしろ力が入っておったというように思って おります。

今の我が家は、孫が3人おりますけれども、部落に友達がおりません。したがって、遊びというとゲーム、それからゲームばかり親もさせませんので、下の里部のほうの友達の家に遊びに行くとか、あるいは友達が遊びに来ていただくと、お願いしてですね、いうようなことで過ごしておりますから、私はそこの部分が一番大きな違いではないかなというように思っております。少子化の中で非常に今どきの子供は遊びにも困っておると、自分の工夫ができんというようなこともあろうと思います。それから、人間関係の上下の関係ですね。先輩や、まだ幼い子供たちの世話だとか、そういうことがなかなか全体の中で学ぶことができないのではないかなと、それはちゃんとつくっていかんと、サポートしてあげないと、今どきの子供さんにはそういうことは難しいのではないかなというように思っております。そこの辺が一番大きな差だなと思って感じております。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。町長とそんなに10も20も年が違うわけではありませんので、同じような思いをしますが、議員さんからの問いかけを今いただいて、一番最初に思いましたのは、縦の関係で遊んだなというのを非常に一番の印象で思い出しました。小学校のころから高校生も含めて、まさに縦社会の中でいろいろなことを、その先輩の後ろ姿を見ながら、いいことも悪いことも一緒に教えていただいた、縦の中で遊んだなということを一番強く思い出としては残っております。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 1番、白川立真君。
- 〇議員(1番 白川 立真君) 町長、教育長、ありがとうございます。今の町長、教育長の御答 弁の中から少し今の子供たちを囲む環境の課題が少し見えてきたように思います。

少し聞いていただきたいと思います。私の今回の質問は今の荒波と言ってもいいぐらい、過言ではないぐらいの厳しい社会へ出ていく子供たち、また若者たちに、基礎学力とともに、どういったらいいでしょうか、腰に携えさせる武具を持たせてやりたいという親心で質問をしているわけです。

町長、教育長はスティーブ・ジョブズさんという方を御存じでしょうか。アップル社をつくった人ですけども、4年前にお亡くなりになられまして、このスティーブ・ジョブズさんが、がんとの闘病生活の中で若い社員たちにメッセージを残しておられます。短いんでちょっと読んでみたいと思います。「未来を考えるんだ。もし電話で音楽が聞けるようになったらどう思う。そうなるとiPadは要らないね。だから我々は電話で音楽が聞けるようなものをつくるんだ」と、若い社員たちにメッセージを送ったそうです。このメッセージの中に想像力というものと、発想力という2つのものが存在していますが、お気づきになられましたでしょうか。もう一回読んでみましょうか。「未来を考えるんだ。もし電話で音楽が聞けるようになったらどう思う。そうなるとiPadは要らないね。だから我々は電話で音楽が聞けるようになったらどう思うという壮大な想像から始まります。そしてそこに向かって、その目標を達成するために頑張るんだというところに、形をつくるというところに発想力というものがある、想像力と発想力が入っています。このジョブズさんは、大学に半年通いましたけども、中退後も大学のキャンバスに残って、コーラの空き瓶拾いとか電子装置の修理で日銭を稼ぎ、興味のある授業だけを聴講する潜りの学生さんとして過ごしていたそうです。今思えばこの時期、彼の人生の方向が定まったと言われています。

ここで、先ほど町長の御答弁の中に遊びという言葉がありましたが、実はその昔、その昔といいましても、私もまだ40代ですけども、あのころの遊びの中に想像力と発想力というものが、遊びの中から身につけたような気がします。何かそのような気がします。その部分が今の子供たちには非常に希薄になってしまったんではないか。基礎学力ももちろん大事ですけども、これからジョブズさんの言われる、日本の未来というものを考えたときに、本来、日本は物づくりの国であったということを思い出すんですね。技術立国だったと。それがいつでしたでしょうか、1980年ごろのバブル期を境に何か消えてしまったような、いわゆるバブル期というのはお金もうけ、マネーゲームに一生懸命傾倒していった時代ですから、それまでの貧しいからこそ技術と

いうニーズがあって、そこに向かっていた時代があり、豊かになってしまったらいわゆるゴールをしてしまったようなもので、発想力、想像力がえらく少なくなったような私は気がしている。 ここの分野をもう一度掘り下げなければならないような気がするんですけども、町長、教育長、 私の考えについてはどう思われますでしょうか。どちらでも。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。今の若い人のことを考えるのに、非常にバブルの崩壊というものは大きなダメージを与えたのではないかと思っております。結局、戦後の、頑張って努力して豊かになれば幸せになれると思って、実際問題、高度経済成長がそれを裏づけまして、世界指折りの豊かな国になったわけですけれども、さまざまな例えばバブルの崩壊などから、若い人には新正規雇用、なかなか正社員になれないだとか、あるいは豊かになってみたけれども、人と人とのきずなというものが薄まってきて、なかなか幸せというものが具体的に見えてこない、年金は崩壊をする、あれはうそだったみたいな話が今ごろになって出てくるわけでして、そういう中で若い人がなかなか未来に夢を結ぶことができなくなっておるというのが、私は今の現状ではないかなというように思っているわけです。いわゆる親がモデルにならんようになったということであります。

これについて、哲学者の内山節さんという人がおもしろいことを書いておられますので、私はぜひ紹介をしたいというように思うわけですが、結局、戦後の日本を語る上で大切なことは個人主義ということであります。個人主義というのはいつの時代でもあったんだけれども、戦後の個人主義は全く戦前とは異質のものになったということが書いてあります。明らかに違う点は、始まりにおいて戦争責任を軍部や政治に押しつけ、自分は国にだまされていたと被害者になることにより保身を図った。これにより、国家や公のために生きるのは損だというイメージが生まれた。そして、戦後育ちの子供の多くは親や教師から国のために生きた戦時下の人たちがどれほど損をしたか聞かされまして、自分のために生きなさい、やりたいことをやりなさいと言われて育った。ここに大きな問題があると、国家と公ということを同一視をしておるということですね。

国家はいろいろありますけれども、公というのは人と人とのつながり合う世界のことであって、その中で、人のために行動するということは決して悪いことではない、捨てたものではないわけでありますが、公ということ。国家については、たまに戦争したりしますから大変な目に遭うわけですけれども、公というものはそういうものではない、伝えていかなければならない価値だということを内山さんは言っておられるわけですけれども、私もそこのあたりに今の若い世代のなかなか夢が育たない社会というものが、我々がつくってきた社会なんですけれども、そこの辺が

あるのではないかと。これは、我々は戦争は経験してませんけども、本当に痛烈なこれは私は御指摘ではないかと、戦争責任を軍部や政治に押しつけてというあたりですね。自分は国家にだまされておったと、被害者になることによって保身を図ってきたと、そういう戦争を境にして考え方を切りかえてきた我々の先輩の生きざまというものが、今日的な、若者に夢を生まない、先ほどおっしゃった守るに値する、あるいは伝えるに値するものがなかなかないというところにつながっていくのではないかというような気がしております。一部だと思いますけれども、そういうところも指摘を受ければ、なるほどなと思うわけであります。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。どうしてどう話をするかなと思いながら聞かせていただきました。少しピントがずれるのかもしれませんが、今、議員さんのお話を聞きながらちょっと感じたことをお話をしてみたいと思います。

子供たちの力みたいなことから考えてみますと、今1歳の子と3歳の子と一緒に暮らしてるんですが、彼らの動きというか、見ておりますと、結構おもちゃみたいなものを買っても、一時的には楽しい、何というか、喜ぶんですけど、そんなに長くずっと関心を持つというのは余りない、一定期間。今、うちの3歳の子が一番自分で楽しんでいるのは、単なる段ボール。単なる段ボールを彼は車庫と見立ててるんですよね。僕らにとってみれば、単なるそれは段ボールだけの話なんですけど、この段ボールの車庫に実ははまっております。そんなことを思って振り返ってみますと、先ほどの議員さんの、想像力だとか発想力だとかいう話もジョブズさんの話でされたわけですけれども、もとになる子供たちのそういう目というのはしっかり子供たちがみんな持ってるなということを改めて感じたところであります。

あわせて、今私たちは義務教育を担っているわけでありますけれども、特に昨今、学力を保障すると、どちらかというと点数の話につまるところなってしまうところがあるんですけれども、やはりそういう意味での学力という面からすれば、それだけ獲得させれば社会が進歩していくのかというと、少し疑問であります。そういう基礎となる力をベースにしながら、そういう想像力だとか発想力だとか、そういうものが加味されて、社会の発展につながったり、あるいは豊かな暮らしにつながったり、幸せな暮らしにつながっていくんではないのかなと、そんなことを思っています。そう考えたときに、もともと持っておる子供たちのそういう力を上手に育てていく仕組みみたいなものが、今の社会の中で多少課題として残るかなと、そんなような感じを受けさせていただきました。以上です。

〇議長(秦 伊知郎君) 白川立真君。

○議員(1番 白川 立真君) 町長、教育長、ありがとうございます。

難しい話だとは思います。なかなか今の子供さんといいますか、若者ですかね、大きな夢というのをなかなか抱けない社会になってもいますし、愛国心の薄れというのもあろうと思います。 どっかの歌にもありましたけど、左のポッケにはチューインガムがありまして、右のポッケには 夢があるというね、何かありましたが、今は右のポッケにも夢はないのかもしれませんが、先ほ ど町長さんが言われました、遊びの中から導くものというものが大変昔はたくさんあったろうと 思います。教育長が先ほど言われました発想力、想像力という目というのはみんな持っている。 ただ、そこに肥料、水というものを与えてやることが、そのテクニックというのがなかなか難し いだろうということだと思います。

今、うちの学校現場においては、夢・知・徳・体、あの授業ですね、夢先生という方が来られておられるんですよね。先ほども元バレーボール、オリンピック選手の杉山選手が来られまして、私もちょっと授業を拝聴させていただきまして、夢先生の来られるテーマですけども、しっかりとした目標を持つことだよということと、その目標達成までのロードは長く険しいですが、多くの仲間との出会いもある中で、やはりその目標にチャレンジをして、その困難を達成する喜びと自分の成長に気づくこと、これが大きなテーマだよということで、実は私の言ってることは、この夢先生とかの授業とちょっと重なりますけども、敗戦間もない時代を映しながら、その時代の中で生まれたさまざまなことを語ってくださるイベントができないかと思っておりましたら、今一部やっているんだよということを言われまして、ああ、そうでしたかと。

次、体験なんかはどうだろうかと考えております。体験もさせてもいいではないかと。これは、うちの我が国の自動車産業、世界でもトップレベルですけども、あの戦後、この自動車産業といいますか、輸出産業に国のほうが力入れようと言っていたのに、当時の日銀総裁は自動車については、日本に自動車産業は必要ありません。アメリカから買ったほうが安く品質がよいと言い放って、大変業界の方を怒らせてしまったということを聞いております。しかし、実際に今、世界でも一流の経済工業大国に成長しておりますけども、この立て役者は、あの時代の苦しみを経験された、ゼロ戦などをつくられた航空機の技術者たちが大変多かったと聞いております。その方たちが、もう政府がどう言おうと自分たちでやるんだと、今まで蓄積した技術を今度は自動車ということで一生懸命になられて、世界一の自動車をつくり上げられるわけですけども、この日本の自動車こそ私はゼロだと思っております。世界最高水準だということですよ。この物づくりの精神を体験から子供たちに教えてあげるようなことはできないでしょうか。どうでしょうか、次長。教育長でもいいです。そういう体験的。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。
- ○教育次長(板持 照明君) 次長でございます。先ほど物づくりの精神を子供たちにというところでありますけど、今、社会教育のほうでは、月に1回、公民館の事業ではんどん楽校を行っております。そのはんどん楽校ですけども、今年度9教室行っておりますけども、その中で学校でできない体験であったりとか物づくり、学びの場を提供をしておりますので、できる限りいろいろな体験を子供たちにしてもらって、物づくりの楽しさであったり、難しさであったり、そういう部分を経験していただいて、最終的には大人になったときに何か役に立つような一つのそういう経験をしてもらえたらなというところで、今現在、社会教育のほうではそういう授業を行っておりますので。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 白川立真君。
- ○議員(1番 白川 立真君) 次長、ありがとうございます。

今、はんどん楽校の話が出まして、私も少しだけはんどん楽校というものに行ってみたこともあります。知らない町民の方も結構おられるんじゃないかと思いますんで、次長、よかったら、はんどん楽校のつくられた目的というか、教育長がよろしいでしょうかね、言っていただけたら。はんどん楽校とはこういうものだというところを言っていただけたらと思いますが。お願いします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 教育長でございます。はんどん楽校につきましては、公民館のほうで担当させておりますが、並行して学校の土曜開校とある種セットで社会教育サイドでスタートをさせた授業でございます。主な狙いについては、先ほど次長のほうが言いましたように、ある種先ほどの議員さんの物づくりという観点とは少しずれるかもしれませんけれども、子供なりにさまざまな物づくりを体験をさせたいというのが実は狙いであります。1年間かかって何か一つのものを完成する、目に見えるものである場合もありますし、目に見えないものである場合もあるかもしれません。そういうような新しいものをつくり出すというかな、そんなものをじっくり、いわゆる学校教育ではなかなかこのことがじっくり取り組めませんから、そういう役割を社会教育が行いますはんどん楽校で、子供たちにつけたい力の一つとして学社連携の中で取り組みを始めたということでございます。以上です。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 白川立真君。
- ○議員(1番 白川 立真君) 教育長、ありがとうございます。

私の今回の趣旨も、やはり体験から想像力、発想力というものをつけさせてあげたいというと

ころが趣旨でしたので、このはんどん楽校というステージの中でさらに磨いていただいて、充実をしていってほしいというふうに思っております。今回、私も大分大きな大風呂敷を広げておりましたんで、趣旨はそういうことだということで、私、思いますに、資源の少ない我が国土において、この先の日本の未来というのを考えたときも、やはり技術というものが中心になっていくのだろうと思います。技術というとやはり何か難しいような言葉に聞こえますが、物づくりという言葉に変えまして、この物づくりの精神というのは昔から、2,670年前からあるんだよというようなことも伝えていってほしいと思いますし、私たちの体に流れるのは世界でも類いまれな技術の種というものがあるんだということもあわせて、子供たちに伝えていってあげてほしいと思います。

以上で質問終わります。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で1番、白川立真君の質問を終わります。

○議長(秦 伊知郎君) 続いて、4番、板井隆君の質問を許します。

4番、板井隆君。

○議員(4番 板井 隆君) 4番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、通告をしております 2項目について質問させていただきたいと思いますので、よろしく御答弁のほどお願いをいたします。

最初に、我が町のスポーツ環境についてですが、これは前回の一般質問で井田議員のほうも質問をしておられます。ダブる部分も多々ありますけれども、御答弁のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

鳥取県スポーツ環境計画では、少子高齢化といった県民を取り巻く社会変化や本県におけるスポーツの現状と課題を踏まえたとき、スポーツが生涯にわたり心身ともに健全な生活を営む上で不可欠なものとして、ますます重要性が高まってくると考えられている。スポーツをすることにより、他の人との交流を深めたり、ルールが学べるなど、自分自身を高め、健康づくりや生きがいづくりへとつなげることができます。また、スポーツを見たり聞いたりすることにより、感動を味わったり、勇気や希望や夢を持つことができます。さらに、スポーツを支えることにより、地域などへの連帯感や達成感、充実感をともに得ることができる。スポーツには人それぞれのスタイルがありますが、スポーツが文化として定着するよう、今後さらなるスポーツ振興を図ることが必要であるということで、鳥取県のスポーツ環境計画では前文としてうたわれております。

1つ目、町のスポーツ振興施策について。スポーツは単に体を動かす競技ということではなく、住民相互のコミュニケーション、地域の団結力、異年齢交流、健康増進など、幅広い効果が期待されるものであり、多少大げさに言うならば文化とも言えるでしょう。今挙げたようなことは本町の課題にも合致する部分が多く見受けられると思います。町政においても、各課横断的にまちづくりの事業として総合的に展開されるべきと考えております。そこで、本町の取り組みについて伺います。総合計画、今ではまちづくり計画ですが、中でどのように位置づけ、施策はどのようなものがあるのか、町民の皆さんにわかりやすく答弁をお願いをいたします。

2番目に、スポnetなんぶの今後について。平成24年に設立されたその後、NPOとして、しあわせの指定管理を受けるほど急成長に成長をいたしました。これは職員を初め、関係者の皆さんは大変な努力をされ、現状の運営をされていると聞いております。もちろん、町のほうもそれに対し、大変な支援もしていただいてるわけなんですが、さらに今後の町としての支援体制を伺いたいと思います。また、陶山副町長は施設を頻繁に利用されていると伺ってます。個人名を上げて申しわけないんですが、その他の役場の職員の皆さんはどのようにスポnetなんぶにかかわり、しあわせを拠点とした事業を考えられるようにしてるのかお伺いをいたします。自分たちの町にできた総合型地域スポーツクラブとして、まずは役場職員からその利用を示すべきではないかと思いますが、この点についてもお伺いいたします。

3番目に、子供たちの体力について。乳幼児期は家庭や保育園などで、遊びを通して体を動かすことが主なスポーツということになると思います。就学期になりますと、学校での体育という教科を初め、教育の分野に移行していっております。そこで、まず本町の児童生徒の体力について伺います。体力テストなど、結果の経年及び県、全国として比較してどうなのでしょうか。伺いをいたします。また、保育園や小学校は校庭芝生化に取り組み、既に芝生の中で子供たちも遊んでおります。この取り組みによる効果についてお伺いをいたします。また、町立学校の体育関係の設備などについても所見をお伺いしたいと思います。

4番目、スポーツ少年団と中学校部活動のつながりについてでございます。小学校のスポーツとのかかわりを考えたとき、スポーツ少年団は、その中核をなすものの一つであると考えております。現在の本町のスポーツ少年団の現状をお答えください。その中で、スポーツ少年団の低年齢化が問題視されているということもありますが、そのことについても見解をお願いをいたします。また、先ほどのスポnetなんぶとスポーツ少年団のかかわりについて、現状とこれからの見通し、考えについてお伺いをいたします。さらに、次につながる中学校の部活動の対応について、生徒が減少する現状での今後の対策をお伺いいたします。

次に、2番目になります。ミトロキ残土処分場跡地の利用についての質問です。ミトロキ残土処分場は、平成25年度に残土搬入が終了し、その後、最終的な地盤安定化を図る排水工事や整地工事が26年度で終了いたしております。今年度事業としてカントリーパークで開催される各種大会での駐車場不足の要望に応え、駐車場整備がなされ、カントリーパーク利用者の利便性は向上されたと思っております。そこで、残土処分の埋め立て跡地の町としての具体的な計画について伺いをいたします。

1つ、過去、町長は当初の計画では、カントリーパークの補完的な役割と、サッカー、野球、グラウンドゴルフなど幅広い利用者のニーズに応え、利用できる多目的グラウンドの整備計画があったが、実施段階での社会的ニーズに応じ、改めて検討するとの回答が以前ありました。その後の具体的な計画がなされたのかお伺いをいたします。

2番目といたしまして、既存の多目的グラウンド、カントリーパークのちょっと上のほうに、 野球場、テニスコートの上のほうにある場所なんですが、道路の利便も悪く、電気もなく、トイ レも簡易トイレなどで、非常に利便性の悪い場所になっております。優先的な整備ができないの か伺います。

3番目としまして、南部町森林公園「森の学校」とのアクセスを図り、連携を持った里山再生でございます。ミトロキ残土処分場の2.3ヘクタールの場所について、周辺の条件、環境をして、森林を適切に整備、保全し、美しい森づくり、自然環境を生かした拠点としての整備、広場としての何か整備ができないか、あわせてお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。答弁よろしくお願いをいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 板井議員の御質問にお答えをしてまいりますが、スポーツ環境につきましては、これは教育長のほうから御答弁を申し上げますので、よろしくお願いします。

私のほうからは、ミトロキの残土処分場跡地利用についてお答えをしてまいります。町では、カントリーパーク周辺の整備を行う目的で、南部町土地開発公社へ土地の取得、造成を委託し、その手法として、各種建設事業などで発生した残土を有償で受け入れ、その残土と搬入収入で駐車場用地、運動施設用地などの造成をするために、南部土地開発公社が南部町ミトロキリサイクルセンターを運営いたしておりました。残土の受け入れについては、平成26年3月に完了し、昨年度は土地の整形、排水路などの工事を行い、今年度のり面保護工事を行った後に、町に引き渡すこととしております。

今後の土地利用ですが、カントリーパーク周辺整備については、当初、幅広い利用者のニーズ

への対応や利用しやすい施設にするために、駐車場整備やサッカー、野球、グラウンドゴルフなど、幅広く利用できる多目的グラウンドの整備並びに園路などの附帯施設の整備を計画しており、町民の健康増進とスポーツ人口の拡大に寄与することを大きな目的としておりました。ただ、これはあくまでも当初の構想であり、近年、県西部地域において各種の運動施設が多く整備されてきた状況等を踏まえると、構想の見直しが必要であろうと思います。緑豊かな当該用地は、平場で3へクタールもの面積があり、さまざまな利用の可能性があろうと思います。今後、利用者、施設管理者、周辺住民等の御意見を伺いながら、もちろん議会にも御相談をして、利用計画を策定したいと考えております。

なお、これまで各種大会開催者から駐車場が少ないと御意見をいただいておりましたが、本年度、残土処分場の一部に105台収容可能な駐車場を整備いたしました。今月のシルバーウィークには秋季鳥取県高校野球大会が開催される予定となっており、大会開催者にも喜んでいただけるものと思いますし、町としても事業実施の成果が見えてきたことを喜んでおります。

次に、既存の多目的グラウンドは利便性が悪く、優先的な整備ができないかという質問でございます。現在カントリーパークの維持管理については、株式会社TKSSさんに指定管理をお願いしておりますが、多目的グラウンドの管理につきましても、周辺の草刈り、グラウンド面の除草を年間2回程度していただいている状況であります。議員御指摘のとおり、街灯もなく、トイレも水洗ではありませんので、利便性が余りよくないと認識しております。また、駐車場が少し遠いことから、現在余り利用がない状況であります。当面は新たな改修等は考えていませんが、今後、残土処分場埋め立て跡地の具体的な計画の方向性が決まりましたら、電気、水道などの新たな設備も必要となってくると思いますので、多目的グラウンドの活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、森林公園「森の学校」とのアクセスを図り、連携を持った里山再生で森林を適切に整備、保全する美しい森づくりの拠点としての整備ができないかという質問でございます。さきにお答えしましたとおり、残土処分場の跡地利用につきましては、詳細の計画を策定する段階で、町民の皆様を初め、各方面の御意見を伺いながら決定していく必要があると考えております。その中で、当該跡地の利用方法が森林環境を活用した憩いの場となるような拠点として整備することとなった場合には、緑水湖及び森林公園との関連性を勘案しつつ、里山再生機能を十分に発揮できるためにはどのような整備を行うのか、検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。

○**教育長(永江多輝夫君)** スポーツ環境に係るお尋ねにお答えをしてまいります。

まず、本町スポーツ振興施策についてであります。スポーツ振興施策につきましては、町の総合計画では、スポーツや遊びを通して健康な体をつくり、基礎体力が低下している現代の子供たちの体力増強を進め、地域の文化や人との交流により健全な体と心を育成するといたしております。また、平成25年度に策定いたしました南部町教育振興基本計画では、生涯スポーツの推進による健康増進を重点施策として掲げ、取り組んでおります。具体的な施策としましては、スポーツを通じて、子供たちの健全な育成を担うスポーツ少年団や町民スボーツ振興の旗振り役を担っていただいている町体育協会の育成に取り組んでおります。近年、体育協会の皆さんが、子供たちの全国大会等への出場を祝う看板を掲出されていることは、よく御承知のことと思います。また、総合福祉センター「しあわせ」を拠点に、本格的に活動を展開されているスポロetなんぶさんとの連携がございます。連携することで、町民の皆様誰でもが気軽にスポーツに親しめる環境の充実につなげたいと考えております。生涯スポーツの普及につきましては、体育協会に取り組んでいただいています各種スポーツ大会のほかに、昨年度からはスポーツ推進員さんとともに、町民バウンズボール大会を創設したところであります。また、毎年実施いたしますスポーツ表彰では、年々高いレベルの受賞者が見受けられ、表彰規定の見直しを行ったところでもございます。。

次に、スポnetなんぶさんへの現在、そして今後の支援をどう考えているのかとのお尋ねでございます。総合型地域スポーツクラブ、スポnetなんぶさんは、平成25年12月に特定非営利活動法人として認可を受け、昨年度より本格的に活動が始まりました。その活動を大別しますと、スイミングスクールを中心とした指定管理事業と、クラブ活動とイベントを中心とした法人運営事業でありますが、教育委員会や健康福祉課、西伯病院等との事業連携や、老人クラブ等各種団体に出向いての体操指導等、当該法人の認知度を高める活動にも積極的に取り組んでおられる現状にございます。どう支援しているのか、どう支援していくのかとのお尋ねでありますが、まずはしっかりと相互の意思疎通を図り、町全体のスポーツ振興、体力づくり、健康増進に連携をして取り組める体制を構築をしてまいりたいと考えております。行政と当該法人や体育協会等関係団体の持ち場と出番をまずは共通理解することが、具体的な支援策や行政各課の具体的なかかわりにつながっていくものと認識をいたしております。

3点目のお尋ねは、子供たちの体力についてであります。まず、本町児童生徒の体力テスト結果の経年変化及び県や全国との比較であります。一昨年度から悉皆調査となりました本県独自の体力運動能力調査結果からお答えをしてまいります。調査対象となった7種目の総合点を見ます

と、昨年度、一昨年度ともに、小学校では半数を超える学年で、中学校では全学年で県の平均を 上回っております。校種ごとの種目別結果では、小学校で50メートル走、反復横跳び、ボール 投げに高い数値が見られる一方、上体起こしや立ち幅跳びに課題もあります。中学校では、上体 起こしや長座体前屈、ボール投げが全学年で県平均を上回り、特に気になる種目はございません でした。小学校での課題も、調査結果を見る限り、中学校では改善されている現状にございます。 また、全国調査と比較してみましても、大きく気になる種目はないと認識をいたしております。

次に、校庭芝生化の効果はどうかとのことであります。まずは何といっても校庭で遊ぶ児童の数が格段にふえたということでございます。校庭でのけがも減少し、はだしの感触を楽しむ児童も多く見受けられるようでございます。また、運動会などでは砂ぼこりを心配することもなく、快適に活動に取り組め、衛生面でも安心の度合いが大きく高まりました。さらには芝生化になったことで、放課後や休日など、地域の皆様がお子様を連れて校庭で過ごされている姿をよく見かけるようでございます。芝生化された校庭が公園的な機能を持ち、地域の学校としての役割を果たすことにもつながっているとうれしく思っております。芝の管理につきましては、いずれの学校でも地域の皆様の御協力により、芝刈り隊を結成をしていただき、適正に管理をしていただいております。校庭の芝生化は一定の教育効果だけにとどまらず、地域の学校としての姿を具現化する象徴的な取り組みの一つにもなったと認識をいたしております。

次に、小・中学校の体育関係設備についての所見はとのことでございます。当面の課題は、西伯小学校のプール改修でございます。今年度予算化いただいておりますが、国の採択基準が変更となったため、1年見送らざるを得ない状況でございます。会見小学校の体育館やプール、西伯小学校の体育館改修も既に終えておりますので、今後検討が必要と考えていますのは、中学校のグラウンド改修、各種体育備品の整備充実であります。財政状況等見きわめながら取り組んでまいりたいと考えております。

4点目のお尋ねは、スポーツ少年団と中学校部活動のつながりについてでございます。まず、現在の本町のスポーツ少年団の現状でありますが、さきの6月定例議会で同僚議員さんの御質問にもお答えいたしておりますので、少し簡便な答弁とさせてください。現在、本町スポーツ少年団には11の活動部があり、5月末現在の団員数は、中学生の20名を含め173名となっております。御質問にもありましたように、近年、児童生徒数の減少傾向が続いていますので、団員を確保し、活動を維持するために各部において低年齢化が進んでいると認識をいたしております。子供たちの身体の健全な発達を考えますと、小学校低学年で一つのスポーツ種目に偏ることは決して好ましいこととは言えず、スポ少以外に子供たちがさまざまなスポーツに親しむ環境の整備

が必要であると考えております。スポnetなんぶ、スポーツ少年団、中学校部活動、そして体育協会と相互に縦軸、横軸のかかわりやつながりを柱に、町のスポーツ振興に係るグランドデザインを策定する必要があると認識をいたしております。

次に、児童生徒数の減少化を踏まえた中学校部活動のあり方でありますが、この点につきましても、さきの議会で同僚議員さんにお答えをしたとおりでありますので、その後の動きを少しお話をさせていただきます。この問題につきましては、先月下旬、両中学校長と協議の場を持ち、具体的に対応策を協議をしていくことで、認識を共有いたしました。この席上、対応が急がれる案件として、両中学校の野球部と法勝寺中学校のサッカー部が、それぞれ部員数不足により、このままでは秋の新人戦に出場できないという問題がございました。さらに南部中学校では、新年度の野球部続行も危惧される状況にあると考えられます。また、現在の生徒数を考えたときに、そもそも現状の部活動数が適切かどうかとの問題点も浮上してまいりました。学校経営に深くかかわる課題であり、しっかりとした方向性が求められるとともに、速やかに決断しなければならない現状もあります。私どもも学校と一緒になり、適切に判断をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で答弁といたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君の再質問を許します。板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) それぞれ御答弁ありがとうございました。

そうしますと、最初、1番目であります、先ほど教育長のほうから答弁いただきましたスポーツ環境についてということで、最初にスポーツ振興の施策ということでお話しさせていただきました。答弁の中ではそれぞれ、子供たちのスポーツばかりではなくて、全体的な住民の健康づくり、生涯スポーツを含めて増進を図る、今まで以上に必要になってきたんだということだったんですけど、そうなりますと教育委員会ばかりではなくて、町長部局のほうでもあります健康福祉課等々、そういった流れもあり、そして、そういったつながりも必要ではないかなというふうに受けとめさせていただきました。

そういった中で、今現在健康福祉課のほうで、どういった形でそういった生涯スポーツ、また 健康づくりを対応しておられるか、その辺について、ちょっと説明をしていただければと思いま す。

- ○議長(秦 伊知郎君) 健康福祉課長、山口俊司君。
- 〇健康福祉課長(山口 俊司君) 健康福祉課長でございます。健康福祉課のスポnetと連携し

ての取り組みについて御説明のほうをさせていただきます。

言うまでもございませんが、健康づくり、健康増進のために、運動習慣は介護予防や認知症予防、それから閉じこもり防止ですとか生活習慣予防のためにとても重要でございます。その点で健康福祉課にとっても、スポnetなんぶさんは大事なパートナーでございます。運動指導の専門集団と捉えておりますので、運動不足からくるメタボ防止ですとか、加齢による筋力や骨や関節の衰えの防止のために筋力アップ、体幹とか、下半身を主に鍛えているんですが、そういったようなことの事業委託のほうをしております。具体的な名前でいえばシャンシャン教室、これはいこい荘や自立訓練センターで行っておりますし、ロコトレ教室です、ロコモ防止のためです。こちらのほう、しあわせのほうで実施していただいております。今言ったようなものは拠点を構えて、ある場所で展開していただいてるんですが、実際にはそれとは別に、それ以外にも地域にスポnetさんは出ていただいておりまして、振興協議会と協力をしたりとか、それからいきいきサロンに出かけたりとか、それから出張運動指導、そういったようなこともされておられますし、最近ではまちの保健室を初めておりますが、そういったメニューの中にも加わっていただいております。

このようなスポnetとしんの取り組みを、これからも後押しする必要があると思っておりますし、今以上に連携を強化していきたいと思っており、その拡充策を検討をしておるところでございます。いずれにしましても、健康寿命の延伸のためには、元気な人は長く元気なままで、なるべく元気なままでいていただくということが大事でございますので、スポnetとんを推進母体とした健康づくりの取り組みを強化していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〇議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。

○議員(4番 板井 隆君) 4番、板井隆です。ことしの5月に行われましたスポnetなんぶの総会があったわけなんですが、私もちょっと出席させてもらって、総会のほうでいろいろと話を聞きました。その中で、先ほど課長が言われました内容的なものを、いろいろと事務局のほうから報告があったわけなんですけれど、そういった中で本当にこれからの町民の方の健康維持、そして増進ということになると、今のこのスポnetのやっている事業というものは本当に大切な事業であるなというふうに感じているわけなんですけれど、ちょっと具体的に言いますと、先ほど言われましたシャンシャン教室では年間で808名、それからロコトレ運動教室では615名という、年間を通して、それだけの町民の方が来ておられた。それから、地域に出ていくという部分では、こちらについても結構たくさんの地域を回って、いきいきサロンとか、そういった

方々に健康のための体操を指導したりとか、非常に初めてのNPO法人で立ち上げて、しあわせを管理しておられるわけなんですが、本当に目的を持って頑張っておられたなというのを実感したところなんですけれど、そういった思いを持ってやってる法人に対して、町としてはやはりもっともっと協力的に、先ほど言われたような協力も必要だと思いますけど、今度は多分広げていけばいくほど、それについてくるのはやっぱり人ではないかと思います。スポnetでなかなか人を雇うようなことはできないと思います。もちろん役場の職員の方も議会のこういった場所でもよく言われるように、人員が余っているわけではありませんが、そういった中で上手に協力をしていくというような体制というものを組むことが必要ではないかなと思いますが、その点についてどのように感じておられますでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 健康福祉課長、山口俊司君。
- ○健康福祉課長(山口 俊司君) 健康福祉課長でございます。御指摘のとおりでございまして、 スタッフありきみたいなところがあるわけでございまして、今、スポnetさん以外では伯耆の 国のほうに委託のほうをしておりまして、介護予防教室というのは、この2つで展開しておりま して、おおむね各集落に一つずつ教室ができて図られているとこでありますが、充実させればす るほど、少し難しさとか、できれば町としてはいろんな方に、新しい方に教室に来ていただきた いと思うんですが、そういう流れみたいなものがなかなか今のところできてないような、うまく いってるところもありますが、うまくいってないようなところもあったりするわけではあります。 そういう意味で、先ほど申しましたように、各場所にある教室ではなく、町民の方が身近にあ る集落にすぐ足を運んでいける場所に、能動的にスポnetさんのほうから出かけていってると いうことなんです。集落もたくさんありますから、これ限界があるわけでございます。ですので、 そういったところが一番少し問題だと思うんですが、スポnetさんが各集落で実施をされた、 その後を引き継いでもらって、その指導者が生まれてですね、集落で、それで、そのノウハウを 習得していただいて、そこの集落で展開していただける、一定の期間はスポnetさんがかかわ るんですが、その後、担い手といいますか、先ほどの高齢者の参加みたいなところにもつながっ ていくんですが、担い手の方が生まれて、そこで指導者としてやっていっていくというような展 開になっていくといいなというふうに思っております。そういったことが上手に、ただたくさん スポnetの指導員をそろえればいいというだけではなくて、そういった、集落のほうで誕生さ すというようなことをできないかというふうに、ちょっと中でも考えているとこでございます。 以上でございます。
- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。

○議員(4番 板井 隆君) ありがとうございます。

十分、こんなことを私が言わなくても対応していただいてるとは思いますけれど、やはりそういった行政としての指導も含めた協力というものも、これからまだまだ必要になってくると思います。

というのは、あす細田議員も質問されるわけなんですけれど、介護保険法の改正によって、この今までの介護予防というものが、国の予防給付から市町村で対応しなくちゃいけなくなってくる、地域の支援事業に変わっていくということで、その分、町の特徴を出して、やりやすいといいますか、そういった面もあるとは思うんですけれど、そういったところをやはりスポnetと連携をしっかりとつくってもらって、ほかにない、南部町ならではのものをつくっていただけるような方向づけをぜひとも考えていただければと思いますし、またこのことについては、多分あす細田議員がもう少し詳しく深く質問されると思いますので、これについては、私はこの辺で終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、教育長のほうから答弁をいただきました部分なんですけれども、最近スポーツも小学生たち、中学生も含めて、非常に成績も優秀になってきたということで、上位大会に出場によって、今回旅費なども補正の計上がしてあるわけなんですけれど、先ほど答弁にありましたけれど、受賞者に対する顕彰制度を見直したということを言われましたけど、どういった見直しをされたのかということと、具体的に2年ぐらいさかのぼった形で、もしわかれば教えていただきたいということです。あわせて、スポ少のほうでもわかれば教えていただければというふうに思います。

○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。

○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。どういう見直しを行ったかというところと、 具体的に2年ぐらいの様子ということでありますが、教育長答弁でもありましたように、教育委 員会のほうでは毎年スポーツ、文化も含めてですけども、スポーツや文化活動で特に優秀な成績 をおさめられた個人の方、または団体のほうに表彰を行っておりまして、平成25年が合計でい きますと124件、平成26年度が128件の表彰のほうを行っております。議員もよく御承知 だと思いますけども、ここ数年、全国で活躍する、スポーツのほうですけども、選手がたくさん 出てきておられます。また、文化のほうでも大会、コンクールが、最近は昔に比べて多種多様化 をしてきておりまして、さまざまなコンクールも開催をされてるということで、このスポーツ、 文化表彰の要綱なり規則が、平成28年度に定めておりますけど、ほぼ約10年たっておりまし て、なかなかそれぞれの成績に応じた表彰の種類であったりとか、基準が少し合わなくなってき たというところで、今回、昨年度、見直しを行いました。 当初は、要綱であるとか規則の中で、余り海外で活躍をされるというところまでは想定をしておりませんでした。よく御存じだと思いますけども、昨年ボートの部門で、法勝寺中学校の古田君中心の、古田君のほうがアジアジュニア選手権で優勝されておりますし、ことしの全日本の大学選手権のほうでも優勝、今度27日からわかやま国体がありますけども、そこでも一応活躍のほうが期待されているという状況であります。文化の面でも全国レベルのコンクール等で非常にすばらしい成績をおさめられた方がたくさん出てきておられまして、文化のほうで、去年ですね、26年が全国中学生の人権作文コンテストでも、鳥取県でも最優秀賞をとられてる生徒もおりますし、25年ですか、作文のほうで内閣府の特命大臣賞であるとか、書道展の大賞をとられた生徒さんもおられるという状況であります。少し種類を、スポーツの分でいきますと、今まで4つの部門で表彰を分けておりましたけども、6つの区分にして表彰を行っているという状況でありますし、文化の部門も4部門から5部門に分けて、さまざまな活躍をしてる子供たちに対して表彰のほうを行っているという状況でありますので、引き続き、スポーツ、文化活動で活躍をされた児童生徒含めて、町民の皆さんに対して町のほうとしても応援をしていくような考えでおりますので、よろしくお願いします。

○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。

○議員(4番 板井 隆君) 板井です。ありがとうございました。

本当にたくさんの方々、今回議会のときに議員の箱を開いてみると、西伯小学校の便りが載ってて、それをぱっと見たら、ことしの夏休みの水泳大会でも非常にたくさんの子供たちが入賞してて、ああ、これもすごいなと思って見てたんですけれど、やはりそういった環境があって、多分そういった成績も出てくる、環境プラス、もちろん指導ということもあるわけなんですが、子供たちにとっては、やはりそういった中で育っていくことになっていくということは、これからの我が町の宝を磨いていくということに対して、本当にすばらしいことだなというふうに思います。また、それに対してそういった表彰を、規定を幅広くしていく、それを目的で子供たちはやってるなんてことは全然ないんですけれど、ただ、やっぱりその結果をそういった形で、町から示してもらえれば、またやる気、それから元気、それからこれがまた将来につながっていくというようなことにもなるんではないかなと、実際、古田君のことなんかも話されたように、そういった形で将来にもつながっていくというふうに思っていますので、やはりそういったところも引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それと、先ほど健康福祉課のほうから生涯スポーツのこと、また、町民の健康維持のことについてお話を聞いたんですが、教育委員会として、これは子供たちになるかもしれませんが、その

ような施策というものが、今どういったことをしておられるのか、答えていただければと思います。(「スポnet」と呼ぶ者あり)いや、スポnetではなくて。スポnetの中のものでもいいです、それは。スポnetのものでも構いません。

○議長(秦 伊知郎君) 休憩します。

十1久 4 时 4	3 刀 怀思	

午後2時25分再開

ケ後の味りの八分類

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

教育次長、板持照明君。

○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。教育長答弁でもありましたけども、教育委員会の社会体育としては、スポnetさんとの連携はもちろんでありますけども、スポ少の育成だったり、体協の中での体育振興に生涯教育という立場でかかわっておりますし、昨年度から町民バウンスボール大会のほうを開催をして、町民の皆さんに幅広くそういう体を動かすという部分での運動の普及を心がけるように行っております。

スポnetさんとの連携ということになりますと、教育委員会として今、教育長答弁でもありましたけども、指定管理事業と法人事業、スポnetさんのほうは取り組んでおられますけども、その中で主に法人運営の部分で教育委員会として事務局長と職員1名の人的な支援の部分と、あとは各種教室、イベント等ありますけども、それらの運営に対する事業支援というところで行っている状況でございます。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) ありがとうございました。私もちょっと説明不足だったかもしれませんけど、私は先ほど教育長のほうが答弁でもあった南部町の教育振興基本計画、その中に生涯スポーツの充実による町民の健康増進を図りますということで、ある程度のものが書いてあります。それを具体的にどういったことをしておられるのか、答弁でもあったわけなんですけれど、そういったところをお聞きしたかったということで、さっき時間をもらって、これを説明すればよかったのに、言っておられる間に、ああ、これだこれだと思ってしまったので、御勘弁いただければと思います。

ただ、健康福祉課もそれから教育委員会も、やはり生涯教育というものに対して重きを置き、 まちづくり計画の中にも、教育基本計画の中にも入ってるということは、やはり個々それぞれで はなくて、役場内でも町長部局、教育委員会とそういった連携もとっていって、これからはして いく必要、今までもしておられるかもしれませんけど、必要があるんじゃないかと、これが実は言いたかったということでありまして、そこの真ん中にはスポ \mathbf{n} e t というものがあるのかもしれませんが、そこを施設、それからそういった組織を上手に使っていただければということで、2番目のスポ \mathbf{n} e t の今後についてということで聞くんですけれど、時間がだんだん減ってきてて、ちょっと急ぎたいと思いますけれど、スポ \mathbf{n} e t の現状と課題、先ほど言いましたように、総会に参加していただいて、いろいろとした中で、会員が前年度に比べて6倍近い人数、792人の会員さんが確保できた。そのうちの子供さんのほうが539人、それから大人が253名ということで、町内の方が大体7割ぐらいを占めていました。

その中で、まず一つ教えてください。ジュニア会員の地元の子供たちの中の西伯地区と会見地区の人数とかもし御存じで、わからなかったらいいです。どうなんでしょうか。わからないですね、はい。

やっぱりその辺の状況を調べていただいて、建っておる場所が法勝寺ですので、会見の手間賀野のほうの子供たちは行きにくいという部分があるんじゃないかなと、その辺の人数を確認していただいて、現状も知っていただいて、今の課題、今後の対策として対応をしていただけないかなというふうに思ったところです。

スポnetのことについては、先ほどからずっと話をしております。教育委員会のほうからも、 先ほど板持次長のほうから支援については話があったわけなんですけど、今後として、スポ少と のかかわり、そしてあわせて支援についてどのような、また新しいものとか考えておられないか、 その点について御答弁お願いいたします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。
- ○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。スポnetさん自体も、法人として自立をするために自主財源の確保に力を入れておられまして、議員も多分御承知だと思いますけども、totoの助成制度を使ったり、各種助成を活用されながら自立経営に向けて努力をされております。教育委員会としましても、引き続き利用促進の関係で相互に連携をとりながら、今後の事業をスポnetのほうがうまいこといくようにお互いに協力をしながら進めていきたいというふうに思ってます。
- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) ありがとうございます。今現在、2人の職員の方の人件費をということでありますけど、今度、緊急雇用方の分はもう終わったんですかね。終わってますね。じゃあ、あとの方はスポnetのほうで対応している、施設の委託金なんかもあるんですけども、

委託業務もあるわけなんですが、そういった中でやって、本当に26年度については大きな赤字もなく、次につなげれるような感じで決算報告があったということですので、本当にさっきから話しておりますスポnetの存在というものは、町民の健康には本当に貴重なものだというふうに思ってますので、ぜひとも上手に育てて、また指導していただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次、子供の体力についてですが、これについては先ほどさしたる問題がないということだったんですけれど、ただ一つだけ、私、小学校、中学校と、ちょっと第二小学校だけは行けなかったんですが、各中学校、小学校に行って、校長先生とちょっといろいろと話もしてきました。その中で、会見小学校は今、全部の生徒さんが徒歩通学になってるんですけれど、ことしの新1年生が上級生となかなかまだ一緒のペースで歩けなくて、少し問題があってねということで、今、芝生になってから、子供たちが朝のマラソンをしたり、いろいろとそういった脚力を強くする、そういったことも頑張ってますけれどというようなことがあったんですが、そういった事例というものを教育委員会として把握しておられるのでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 学校教育室長、水嶋志都子君。
- ○学校教育室長(水嶋志都子君) 学校教育室長でございます。それは把握しております。学校側からも聞いておりますし、園側からも聞いております。保育園のほうも体力向上にも力を入れて、保育を展開されています。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) ありがとうございます。そういったような状況をちょっと聞いたもので、やはり次の時代、その子供たちがそういったことに少しでもならないよう、やっぱりその学年によっていろいろと現状とか変わってくると思いますが、やはりそういったところを十分に的確に捉えていただいて対応していただくように、ぜひともお願いをしたいと思います。

芝生化についてですけれど、先ほど教育長のほうから答弁がありましたように、はだしで子供たちが遊ぶようになった、西伯小学校では特に低学年が遊ぶようになったんですよというようなことも聞いたんですけど、もう少し何かあればということと、それともう一つは管理の問題です。会見小学校の場合は来年からですか、西伯小学校の場合は再来年から、3年間は芝の補助が、管理補助が出るみたいですけど、来年ぐらいからは会見については町が、2年後には西伯小も町のほうで管理をしなきゃいけなくなって、多分大変なんだろうなということを話をしておられたんですけれど、その点について首を振っておられるということは違うということなんでしょうか、済みません。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。
- ○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。今、議員の言われるのは多分、totoの 補助が3年でということでありますかね。今、もう既に維持管理を各学校でしておりまして、少 しtotoの補助金は入っておりますけども、主には芝刈り隊であるとか、地域の方に非常にお 世話になって維持管理をしていただいてるというところで、今後もそういう格好で続けていくよ うにはしております。

それから芝生化の関係、私のほうはいろいろ、今回芝生化になった校庭を、集落の皆さんであるとか地域の皆さんに使っていただけるように、さまざまな機会を通じてPRを教育委員会としてしておりますけど、まだなかなか利用が少ないという状況ではありますので、地域の学校として、たくさんの皆さんに学校に来て、校庭のほうでいろいろ遊んでいただいたり、親子の触れ合いの場を持っていただくようなことをしていただきたいということで、できればこの場をおかりしてそういうお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) ありがとうございます。学校に行って聞いたところでは、西伯小学校については6団体がコミュニティー化をされていて、芝刈りのほうは順調にいってるけど、会見小学校のほうがちょっと人数が今、全体で20人ぐらいで芝刈り隊が、それを6班に分けてるので、ちょっと大変なんですよというようなこと、やっぱり子供さんが少ない分、もちろん保護者の方も少ないわけですので、そういった対応が大変ではないかなと思うんですが、その点について教育委員会としてはどういうふうな対応を考えておられるのか教えてください。
- ○議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 今、議員さんのほうの御指摘は、会見小学校の芝刈り隊の人数が足らんというような話のように受けとめましたが、そういう観点での相談は基本的にはこちらのほうに来ておりません。当初計画をした、このくらい要ると楽に管理ができる、楽っちゅうかおかしいんだけど、スムーズに回るようなという人数よりも多分若干少ない状況から、もともとスタートしていましたので、そこのあたりからの話じゃないかなというぐあいには想像はしますけれども、困っているという形の中での話は一切こちらのほうに来ておりませんので、そういうことでございます。
- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) 本当に困って困って、困ってるわけではないということだったと 思いますので、教育委員会のほうまで話が行ってなかったかもしれませんが、私が話を聞きに行

ったときに、そういったようなことをちょっと話されましたのでということで、ちょっと今ここで話をさせてもらったところです。

それでもう一つ、施設整備の件なんですが、プールというのが、今年度予算はつけてたんだけど、国からの補助がうまいぐあいにいかなくて1年延びたということで、今のプール、私がちょうど小学校6年生のときに1年間だけ、西伯小学校通ってまして、そのときからあるプールなんです。確かに老朽化はしてると思います。ただ、子供にとってはプールというものは必要ですし、何十年も過ぎてますから、新しいものがいいだろうというふうに思いますが、やっぱり屋根つきなんていうのは無理なんでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 教育次長、板持照明君。
- ○教育次長(板持 照明君) 教育次長でございます。個人的にはそのほうが、それは冬にも入れますので、非常にありがたいなというふうには思いますけど、財政的なこともあると思いますので、その辺はなかなかこの場で、済みません。
- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) 申しわけありません。これもちょっと、屋根つきがあったらなあなんていう、これは校長先生とかじゃなくて、保護者の方からですね、そんな話をちらっと聞いたもので、急に振ってみました。済みません。

それともう一つは、中学校のほうです。これも保護者の方から聞いたんですけど、南部町には 武道館がないということで、それとあわせて雨が降ったときの野外スポーツが屋内でするような 練習場所が少ないと、これは実は中学校の校長先生からだったんですけれど、その点について、 教育委員会としての認識等ありましたらば、お答えいただければと思います。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 武道館の話については、いっとき学校現場のほうと協議をした状況も ございますけれども、当面、現在の体育館を活用しながら柔道等を行っていくという方向で、そ の後、特に話を進めている状況ではございません。

それから、雨天時の問題については、これも大変申しわけございませんけれども、私どものほうに学校からこういう困ってることがありますよということについては、校長先生が言ってる意味はわかりますけれども、正式にといいましょうか、話題として何か工夫ができないのかなというようなことも、実は私自身は聞いた覚えもありません。いろいろあったにこしたことはない施設はたくさん、こんなものがあったらええ、こんなものがあったらええっていうのは幾らでも出てくるんですけれども、正式に私どものほうで、校長が本当にこんなこと困っちょってというこ

との中の実は話題には一切上っていない話であります。そういう声があるとするなら、私のほう もそのあたりのほうを聞いてみたいというぐあいに思っています。以上です。

- ○議長(秦 伊知郎君) 板井隆君。
- ○議員(4番 板井 隆君) 実は中学校で聞きに行ったときはちょうど運動会が次々の日ぐらいのときだったんですが、法勝寺中学校は3チームに分かれます。2チームは体育館やするところがあるんだけど、もう1チーム、場所がないんだと、そこから実は武道館の話にもなったんですけれど、多分たったそれだけのためのことで難しいというのは私も聞きながらにも思ったんですが、ただ、武道館というのは、確かにほかの町とか見ても持ってるところもあります。決してそればかりではなくて、剣道、柔道など個人競技の推進ということであれば、武道館的なものもあってもいいんじゃないかな。今の中学校の体育の授業では簡易畳を敷いてするんだけど、畳が動いたりとかしてけがをする、そのためのストッパーもあるんですけれど、それも古くなってるというようなことも話も聞いたりしたものですから、ちょっと上げさせていただきましたが、ちょっと教育長の頭の片隅に置いていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それとスポーツ少年団と、そして中学校とのつながりなんですが、これについては、前に井田議員のほうが話をしておられます。私も、ここにも井田議員が話されたときの議事録も持ってるわけなんですけれど、一番はやはり子供たちが少なくなって試合に出れない、中学校で部活をすればやはり試合というのが一番の目的だというふうに思っております。そういった点について、先ほど話があったんですけれど、井田議員のときには送迎バスなども考えていくというようなことがあったんですけど、その点なども含めて、もう少し深く中学校の校長先生との中での話を含めて報告していただければと思います。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 教育長、永江多輝夫君。
- ○教育長(永江多輝夫君) 永江でございます。先ほど答弁の中で、野球部の問題やサッカーの話をさせていただきました。逆に御心配をおかけする話でもあったのかなというぐあいに思っておりますが、当面ことしの秋の新人戦につきましては、サッカー部についてはちょっとよその部からおかりをしてきて、チーム編成をして出るという方向で進めております。野球部でございますが、これにつきましてはとりあえずことしの秋については法勝寺中学校、南部中学校の合同チームを編成をして大会に出場するということで方針の確認をいたしております。

両校長のほうに宿題として出していますのは、目の前の話はそういうことでできるんですけど、 そもそも具体的に言いますと、南部中学校の野球部が今の状況では、スポ少でやっておる子供た ちの人数から勘案しますと、南部中学校で野球部が本当に編成できるんだろうかというような見通しがございます。そのほかの分も決して安泰な状態ではありませんので、答弁のほうでも申し上げましたように、そもそも部活動の数が適正かどうかということをしっかり学校の中で議論をして、方向性を出せということを話をしております。その方向性の中で、当然恐らく部合同で部活動をやらざるを得ない状況も多分出てまいりますから、そういうときのためにバス等の話も具体的には考えていかないけんだろうということでございます。したがいまして、そこのあたりがまだ学校の腹決めができていませんので、もう少しお時間をいただく中で方向性を整理をしてまいりたいというぐあいに思っております。よろしくお願いします。

○議長(秦 伊知郎君) 板井議員、残り時間が少なくなりましたので、まとめていただきますようによろしくお願いいたします。

板井隆君。

○議員(4番 板井 隆君) 時間がなくなりますのであれなんですけれど、一つだけ、クラブ活動、中中一貫ということで、要するに中学校と中学校の一貫ということで、ぜひともスポーツ教育の確立をしていただきたいし、バスについてはtotoで、あそこのスポnetも購入が今年度か来年度ぐらいにはできるということも聞いてますので、そういったところも利用していただいて、支援も含めてお願いできたらというふうに思います。

それで、もう1分しかないので、1点だけ、ミトロキの件なんですけれど、これ、済みませんけどもう1回、12月に出させてもらって、もうちょっと深くさせてください。

1つだけ、多目的広場の件なんですが、これだけは町長の考えを聞きたいです。南さいはくでは運動会が2カ所でしてます。それは結局場所がないから2カ所でしている。決して仲が悪くてそこでしてるわけではなくて、場所がない。そこを整備してもらって、運動会が1カ所で協議会としてしたいというのが、これは私の思いなんですけど、あって、町長、同じ地元です。どのように感じておられるのかお願いします。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。私は最初からカントリーパークを利用して、運動会をしていただきたいと思っておりました。なかなか両長田の発展の過程が違ったというようなことで、最初から1カ所できんというのが地域の実情でございました。今ずんずん人口も減ってきて、運動会の参加者も少なくなってきて、それぞれの、東長田、上長田での運動会の開催が難しくなっていますから、私はこの際、立派な施設があそこあるわけですから、事務所もありますし、ぜひカントリーパークで運動会をしていただくようなことにならんのかなというのが私の思いで

あります。以上です。

○議長(秦 伊知郎君) 以上で4番、板井隆君の質問を終わります。

○議長(秦 伊知郎君) ここで休憩をとりたいと思います。再開は3時10分からにいたします。午後2時50分休憩

午後3時10分再開

○議長(秦 伊知郎君) 再開いたします。

続いて、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員(5番 植田 均君) こんにちは。5番、植田均でございます。通告に従いまして、3 項目の質問をいたします。

初めに、住宅リフォーム助成制度の創設を求め質問します。町民の暮らしを守りながら、仕事、雇用をふやしていく施策として、住宅リフォーム助成制度は大きな成果を上げ、有効な施策であることが、全国の取り組みで証明されています。先ほど、長野県川上村に議会行政視察に行き、川上村の住宅リフォーム助成制度を調査いたしました。川上村の場合は、制度設計に当たり、補助金対象工事について、新規に下水道への接続を行うもの、または省エネ性能の向上につながるものと限定したのは、住宅リフォームという個人の財産形成に対し、税金を使って助成するということから、一定の政策要請にかなうものを対象にすべきであるという考えがあり、当村の課題であった下水道の接続率の向上及び地球温暖化や電力問題等のため、省エネ性能の向上という点から、個人住宅の質の向上を図るといった目的があります。また、村内住宅関連業者の振興を図るという経済対策という点から、一定程度以上の工事を対象としたほうがより効果的であることから、対象となる工事費の総額を50万円とし、また補助金額を定額20万円とし、制度設計したところですと説明をしていただきました。

一方、国は住宅リフォーム推進事業を制度化しています。住宅の長寿命化に資する先導的な取り組みを支援するとして、劣化対策、耐震性能、維持管理、更新、省エネ性能、バリアフリーなど、リフォーム等への補助を行うものです。また、広島県は子供、高齢者、障がい者が安心して暮らすことができることを目的の市町村の施策立ち上げを支援し、自治体を通じて補助をしています。2013年度には、全国628自治体でこの住宅リフォーム助成制度が実施され、効果が証明されています。地方創生を実のあるものにしていくために、この施策の実現を強く求めるも

のであります。

次に、TPP交渉からの撤退を国に求めるとの立場で質問します。日本政府のTPP交渉の姿勢は譲歩に次ぐ譲歩と報道されていますが、国会にも国民にも秘密交渉を続けています。一方、国会決議は、交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに国民に十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置することとしています。8月28日、日本共産党の穀田恵二衆議院議員は、衆議院外務委員会において、ハワイの閣僚会議交渉での最終調整状況として、米国へ上限7万トンの米輸入枠、牛肉関税率を15年目に現在の38.5%を9%まで引き下げるなどと報道されている。国民経済にかかわる重大な内容であり、国民の知りたいという要求に誠実に向き合うべきだと追及しましたが、政府は交渉内容は控えると繰り返すだけで、これは政府が約束してきた、できる限り情報は公開するということが全くのうそであったことが決定的となったものです。国会決議にも反するものであります。TPP交渉は国民不在であり、即刻撤退すべきです。

そこで具体的に質問します。TPPは南部町の存亡にかかわる重要な問題です。国会決議を守り、国民に交渉内容を明らかにするのは当たり前のことです。国と地方は対等の関係にあります。 政府自身の約束であり、国民の代表である国会の決議を政府に守るよう要求することは最低限の 地方自治体の責任者として、町長は果たすべき仕事ではありませんか。所見を伺います。

2、南部町において農業分野はもとより、地域に与えるこのTPPの影響ははかり知れません。 政府の進める地方創生との矛盾も明らかな状況になっていると考えます。それに加えて、政府の 秘密交渉の姿勢は明らかな国会決議違反です。このような政府の姿勢を許すことは国民主権をも 破壊することになります。政府が国民を裏切る以上、TPP交渉から撤退を求めるべきではあり ませんか。所見を伺います。

3番目の質問は、名実ともに農業を基幹産業に位置づける問題です。農業を町の基幹産業として、農家の皆さんの意見、知恵と力を集めて取り組むことが大きな課題になっていると考えます。政府は地方創生を言いながら、TPP交渉ではアメリカへの譲歩を重ね、新たに自公政権が打ち出した新農政は、戸別所得補償制度を廃止し、米の需給調整の緩和、15ヘクタール以上の農家を対象としたナラシ対策で価格変動を調整するとしていますが、新農政を進め始めたやさきに、昨年の米価暴落が起きました。このような状況下で農家は将来展望を持てないとの声を聞いています。南部町の農業を再建し、持続的に発展させるためには、町の基幹産業として名実ともに位置づけ、本気で取り組むこと以外にないのではありませんか。困難な課題だからと逃げていてはいつまでたっても解決することはできません。そのためには腰を落ちつけて、これまでの取り組

みを検証し、分析し、方針を打ち立てる必要があると考えます。地方創生が単なる交付金の受け 皿となっては、住民の期待に沿えないことは明らかです。

そのような立場から具体的に質問いたします。

- 1、過去50年間くらいの農業を取り巻く状況を分析する必要があると考えます。農業生産人口と経営形態、農産品ごとの耕地面積、農産品ごとの生産額、年代ごとの国の政策と県、町の政策について、概要の説明を求めます。
 - 2、町としての農業振興の基本的考え方を伺います。
- 3、地方創生の5年間の計画で農業をどのように位置づけているか、具体的に説明を求めて、 この場からの質問を終わります。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 植田議員の御質問にお答えをしてまいります。

まず、住宅リフォーム制度は個人の財産形成になるから難しいというのが課題であったが、川上村でこの課題に回答を与えておるということでございます。住宅リフォーム事業については、過去に何度も御質問いただいておりまして、ことし6月議会でもお答えしているところでございますので、制度の面については省略をさせていただきたいと思います。

南部町においては住宅リフォーム制度と銘打った制度はございませんけれども、同様の事業内容や助成の制度、波及効果を持っている制度を実施しているところでございます。議員の御質問にありました長野県川上村の制度設計においては、個人の財産形成につながることへの税金投資という点から、一定の政策要請にかなうものを対象とし、町政の課題であった下水道の接続率の向上、地球温暖化や電力問題などのための省エネ性能の向上に限って実施しておられるようでございます。これは南部町の事業に対する考え方と同じであり、納得できるところであります。これまでも申し上げておりますように、町では同様の目的で南部町産材活用家づくり事業のほか、プレミアム商品券の発行事業、小規模工事等取り扱い制度、三世代同居等支援事業、町外からの移住者を対象にした空き家改修一括借り上げ事業、合併浄化槽の設置事業を設け実施してきており、それぞれに町民の方の生活環境の向上や地元業者への発注などによる地域経済の貢献に役立っていると考えております。このようなことから、現在の考え方を変える考えはございませんし、今後も施策に沿った制度であれば、積極的に実施をしていく考えでおりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、TPPから撤退するように国に求めなさいということでございます。TPP交渉に関する質問につきましては、基本的な考えはこれまでも繰り返しお答えさせていただいているところ

でございます。TPPの現在の交渉状況については公式に発表された情報ではなく、各方面からのリークされた情報と、これまでの交渉経過や関係国における既存の貿易協定から推察される情報をもとに、国内でも論説、議論がなされているところでございます。そのあたりの不明瞭さが交渉の先行きとその影響に対する不安、不信を助長している面があると考えております。今回の交渉が秘密交渉として進められていることについては、国連の専門家グループでも重大な懸念を示しており、これらの貿易協定の条文の草案を各国の議会や市民社会に公表して、検討のための十分な時間を確保し、民主主義的に賛否をとるべきであるとする声明を発表との報道があったと聞いております。国家間を巻き込んだ企業の多国籍化の進展などにより、国家間の貿易ほか経済活動のルールづくりが必要であることは疑いありませんが、国民の生活や安全、健康、地域社会の健全な維持、発展を根底にルールづくりがなされる必要があると考えております。全国町村会においても、平成25年4月に、交渉に当たっては拙速に進めることなく、我が国の国益を損なうことのないよう毅然として対応するとともに、十分な情報開示と説明責任を果たすこととの意見書を提出し、関係機関などに申し入れをしているところでございます。

次に、政府の姿勢は国会決議にも反して大筋合意は許されないという、交渉から撤退を求めなさいということでございますが、この件につきましては、我が国が2年前に交渉に参加して以降、国会決議を遵守するように全国町村会での決議等を通じ、訴えてきているところです。しかしながら、重要品目に関して、日本政府が譲歩を容認したかのような内容が相次いで報じられていることは生産現場における将来への不安を助長する状況になっております。一方、新聞報道などで根拠のない情報がひとり歩きしておるという政府のほうからの情報もありまして、何が本当なのかわからないというところでございます。引き続き、国会決議の遵守を政府・与党に求めていくよう町村会を通じて要請していく必要があると考えております。

次に、農業を基幹産業に位置づけなさいという質問でございます。初めに、過去数十年間の農業を取り巻く状況を分析する必要があるとの質問でございますが、南部町合併後の状況について申しますと、2005年、平成17年でございます。農林業センサスにおいて、1,029戸あった販売農家数が、2010年、平成22年でございますが、896戸と減少しております。2015年の状況は現在調査中ですが、減少傾向は現在でも継続していると考えられます。これを経営形態別に見ていきますと、2005年が専業133戸、第1種兼業61戸、第2種兼業835戸であったものが、2010年には専業123戸、第1種兼業65戸、第2種兼業が708戸になっており、特に第2種兼農家の減少率が高くなっており、その他の産業での収入が主体で、労力的に余裕の少ない第2種兼業農家が大規模経営農家生産法人に農地を貸し付けたり、耕作をや

める状況がふえていると類推されます。また、南部町の主たる農産物である食用米をとってみま すと、平成17年度に作付629ヘクタールであったものが、平成25年には596ヘクタール となっており、平成26年には563ヘクタール、27年には514ヘクタールまで減少してい ます。この間、国においては水田の経営所得安定対策を実施、これまでの一律的な生産調整配分 から販売実績を基礎として作付する数量を配分する方式へと転換、地域において推進する転換作 物への交付金の重点的な配分を認め、農業者、農業者団体の主体的な需給調整を図るなど、全体 として米生産の自由化に向けた政策へと変遷してきているわけでございます。また2011年、 平成23年からは米の戸別所得補償直接支払いの交付金として、生産費と販売価格の差額相当と して10アール当たり1万5,000が交付されておりました。2014年、平成26年からは政 策の抜本的な見直しが行われまして、米の直接支払い交付金は、単価を10アール当たり7,50 0円に半減した上で29年産までとするなど、生産調整に係る諸制度が平成29年度までの時限 措置とされ、全体としてより自由化する方向となることが予想されます。これらを踏まえて、町 においても農業再生協議会で少しでも米の需給バランスの改善を図るため、引き続き平成27年 度も経営所得安定対策の戦略作物助成の対象作物として飼料用米の栽培を取り組んでいただいて おりますが、その中でも国からの配分枠を活用し、戦略的に上乗せを行っております。例えば、 現在JA鳥取西部が栽培面積の拡大及び販売に力を入れております。白ネギ、ブロッコリーに関 しましては10アール当たり3万4,000円の助成が行えるよう配分しており、その他の野菜関 係につきましても10アール当たり1万8,000円の助成が行えるようになっております。これ らは国の配分をもとに、その年の作付予定などを考慮して農業再生協議会で金額などを決定して おります。

次に、町としての農業振興の考え方を伺うとの御質問ですが、米政策につきましては転作に係る交付金が、現在のところ平成29年度までとなっておりまして、国の政策は全体として認定農業者など、規模拡大を図る担い手農家に集中する傾向にございます。今後の制度設計が見通せない状況がありますので、引き続き国の政策動向を注視していく必要があると思っております。今後の本町農業を考えますと、一部担い手農家に農地を集積する体制だけでは、特に中山間地域において農業を守ることは困難になっておりまして、人口の高齢化や平野部に比べて不利な耕作地条件などから、農業の後継者や中心的担い手が育ってきていませんので、中山間地域等直接支払い推進事業や多面的機能支払い交付金事業を活用した集落全体で農地を守る体制づくりを進めて、集落全体で農業をサポートする体制づくりを構築していく必要があると考えております。そのためにも地域の農地、農業のあり方について、また地域の将来像やその実現を図る具体的な取り組

み、非農家を含む住民参加のあり方などについて、集落全体でしっかり話し合っていただきたい と考えております。

最後に、地方創生の5年間の計画で農業をどのように位置づけているかという質問でございますが、本議会の全員協議会において御説明させていただいておりますとおり、なんぶ創生戦略プロジェクトの位置づけとして、具体的施策の4つの柱の一つとして産業振興、雇用創出を掲げております。本町の基幹産業である農業は重要なコンテンツとして位置づけております。本町のような農山村において、今後さらなる人口減少や高齢化が進むと想定される中、地域の有するコミュニティー機能を維持し、地域ににぎわいを取り戻すためには町出身者の回帰と町外者の移住定住の実現を図ることが必要であると考えております。その中でも町の基幹産業である農業を魅力ある産業とするとともに、所得、雇用の確保を図っていくことが重要であります。また、なんぶ創生戦略プロジェクトのコンセプトは里山デザインであることも踏まえ、魅力ある里山を整備し、農村環境を保全することで、住みよい生活環境の構築とともに、観光集客による地域のにぎわいなどの両立につなげていく必要があると考えております。

このような考えに基づいて、今後の事業化に向けた検討を進めているところです。具体的には、このなんぶ創生戦略プロジェクトの産業振興、雇用創出の分野において、農業部門では主に農業の担い手育成確保、農林業の高付加価値化による競争力の強化、販路の拡大の3つの施策分野が該当となっており、まず、1つ、農業の担い手育成確保では、新規就農支援や集落営農組織の設立と、さらなる法人化への支援拡充を行うことで、就農、雇用の場を確保したいと考えております。新規就農者につきましては、昨年度までの5年間で5名の新規就農者がおりまして、同数以上の確保を目指します。特に梨、柿といった果樹や収益性の高い野菜などを中心に体制強化を進めてまいります。農林業の高付加価値化による競争力の強化では、新たな産品の開発や既存産品の品質向上を図る必要があると考えます。教育研究機関等と連携しながら、より市場に支持される農産物の生産に取り組む必要があると思っております。本町には富有柿や梨といった町を代表する産品ブランドが確立しておりますが、このほかにも竹するめ、ウドようかん、おから入りビスケッティなど、地域の生産者や加工グループが創意工夫を凝らした産品がございます。これら既存土産物についてもパッケージの見直しにより、南部町ブランドとしての統一的なイメージづくりをするなど、より消費者にアピールできる付加価値を追求することができるのではないかと考えています。

3点目の販路の拡大でございますが、農産物の地域内での流通の仕組みの構築や道の駅の設置、 ITを活用した既存直売所の機能強化を図るということで、販路拡大による所得向上を目指すと いうことが重要です。なんぶ創生戦略プロジェクトでは、このほかに移住、Uターン、少子化対策、子育で支援、地域の活力創出の3つの大きな具体的施策の柱があって、それぞれが独自ではなく、有機的に結びついて大きな効果を上げるべく進めていく必要があります。町内に人、物、金の好循環をもたらし、地域に活力を生み出すことが本町の大きな目標でございます。議員も御承知のとおり、この戦略プロジェクトを構築する際には100人委員会という形で、多くの町内外の方から御意見や知見をいただき、その基礎となるものができました。いただきました貴重な提言をもとに、魅力ある南部町を再構築していく所存でございます。よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(秦 伊知郎君) 5番、植田均君の再質問を許します。 植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) それでは、順次再質問をしてまいります。

まず、住宅リフォーム助成制度につきましては、従来からの答弁から一歩も出なかったという ことで大変残念に思っております。といいますのは、この施策は町の活性化に大変有効だという ことが、何遍も言うんですけど、町長はそれを認められなくてね、残念なんですけども、一つ紹 介しておく事例が、京都府与謝野町での京都大学の地域環境経済学研究室のグループが、京都府 与謝野町で行われております住宅リフォーム制度の経済的波及効果の分析というのをしておられ まして、その結果を私は見ました。このリフォーム助成制度を利用した人のアンケートによりま すと、高齢者に適した風呂、トイレ、段差解消等の改修が困難、制度の充実と継続というような 要求、それから高齢者が不自由なく暮らすためにいい制度だということで切実に要求されて、与 謝野町はこの制度を取り組まれたということであります。そして、これ何年間かちょっと正確で はないんですけども、補助金の投資が結構大きい、2億6,000万という規模なんですけども、 これによりまして、その申請された工事金額が、40億の工事がされたということですね。それ で、その40億の工事に伴う生産波及効果というものをこの経済波及効果として追跡調査をされ たということで、その波及効果が63億400万円に及んだという試算の報告が出されておりま す。行政がこの施策をすることに対しまして、最終的に経済波及効果が23.84倍という数字が 出されておりまして、この町内商工業の活性化に資するという制度の目的を果たすものであった ことを実証する結果が得られたと結論づけられたという報告になっております。そして、この産 業別割合、これは一次波及効果、ですから工事を直接関係された業種のことなんでしょうけれど も、建設関係で63.4%、金属製品、窯業、土石製品、鉄工、運輸、金融、保険、製材・木製品、 このような多種の業種に波及効果があったという調査結果であります。それから、地域の経済循

環のシステムとしても有効だったということが報告されております。

ですから、これまで町がいろんな施策をやっているので、同じような性格だという結論づけをされているんですけども、この制度はこのように行政が投資したものに、物すごい地域の経済に波及効果をもたらすという効果を、これが全国的に証明されているんですね。最初に壇上でも言いましたけれども、全国の13年度の実績で628自治体なんですよ。似たような制度はいっぱいあるんでしょうけど、住宅の環境整備という施策はいろいろあるんですけれども、この制度がとっても喜ばれて効果を発揮してるということをなかなか認められないので、本当に残念であります。

一つ、これで先ほどいろんな施策のことをおっしゃいましたけども、町産材活用家づくりとか、そういう制度はなかなか活用されてない実態があるんじゃないですか。それから、プレミアム商品券のこともおっしゃいましたけれども、プレミアム商品券は新たな需要を喚起するという効果はないんですよ。ないというふうに言い切ることもちょっと乱暴でしたね、ないとは言いませんけれども、生活に必要な物資を2割のプレミアムがつけば生活支援という効果はあります。生活を支援するという効果はありますけれども、新たな需要を喚起するという効果は、効果的に期待することはできないというのが専門家の判断というか、もうほとんど確定していることでして、経済に通じた学者はそういう結論をほぼ出しているということが言えるんですよ。私は、これ、諦めずに繰り返し、町の本当に町内企業のいろんな地元の商工業者を、川上村でもさっき紹介しましたように緊急経済対策として一定の評価があったというふうに、私は川上村での調査結果を資料として町長にも見ていただいているのではないかと思ってるんですけども、その辺は見ていただいたんでしょうか。それで、その研究経済対策で効果があったということを認められませんか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、加藤晃君。
- ○総務課長(加藤 晃君) 総務課長です。先ほど植田議員さんが言われました川上村の関係なんですが、資料は見させていただきました。24年度から始められまして、24年度15件、25、26は20件ということだったようでございます。50万の工事に対して20万の補助金を出すということでございまして、総括といたしまして、村民の個人住宅の資質の向上及び村内住宅関連業者の振興を図ったという目的に一定の効果があったということを書いておられます。確かに効果もあったと思います。

前にも答弁しておりますけども、決して効果がないとは言っておりません。今の町が行ってます事業もそれなりに住民の方に会って、そういう需要喚起という効果を生んでると思いますし、

それからプレミアム商品券につきましても、当然金額的に2割ということでございますが、やはり改修事業で使える方もかなりおられたんじゃないかと私は思っております。そういう面がありますし、特にことし、昨年度ですが、3世代同居の関係は非常に大きな事業費を伴っております。1件当たり60万を上限にしておりますけども、26年度におきましては9件、補助金の額といたしまして492万6,000円ございます。これについては、1回当たり平均2,000万円以上の工事をされてますので、新築等がありますから、かなりの大きい事業費になっていると。それは全てが町内の業者ではないと思いますが、やはりそれなりの効果があって、地域経済というものには波及してるんだろうと思ってるところですので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) 私はこの制度と、今実際に取り組んでおられる制度ですね、先ほど紹介しましたように経済波及効果とか、そういうことを検証していただかないと、私はそうですかというふうに引き下がることはできません。はっきり、今とってる制度でどれだけの効果が上がったのか、仮にもしこれをこの程度、同じ予算、やめてこれをやれっていうふうに言ってないもんですから、やるとかやらないとかではなくて、同じことをやった場合にこれが町内経済にどれだけ、選択ですから、選択といいますか、一応比較しないと住民の皆さんに説明がつきませんので、きちんとそこのところはこの施策をとった場合に効果が期待できないという結論が本当に出るのか、私は本当にその結論は間違いだろうと思ってるんですけども、そこんところの比較を、今出せるもんなら出していただきたいと思うんですけども、いかがですか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 総務課長、加藤晃君。
- ○総務課長(加藤 晃君) 総務課長でございます。今、数字ちょっと用意しておりませんので、お答えできませんが、求められれば委員会のほうでも出したいと思います。

それから、先ほどちょっと申しませんでしたが、環境の関係ですね、川上村の話がありましたが、町のほうで、今まで言わなかったんですが、例えば太陽光の関係ですね、そういうものの補助金、特に南部町は西部地区におきましても非常に高い補助率をもって行っておりますし、あるいは合併処理浄化槽について、これは町内業者が全て受注しておりますが、これについても町のほうが合併処理の設置に当たって、本人さんの負担は30万たしかあったと思いますが、平均で百数十万の合併浄化槽を設置してあるわけでございまして、それは完全に町内業者のほうでほとんど受けておられますから、それは当然そういう中での波及効果があったんだろうと思っております。以上です。

〇議長(秦 伊知郎君) 植田均君。

○議員(5番 植田 均君) あんまりいろんなことをごっちゃにして説明していただくと、町民の皆さんが混乱されるんですよ。そこのところは気をつけて政策の比較をしないと、合併処理浄化槽などというものは、それは別の制度があってやってるわけですよ。それはどこにでも、ほかの自治体でもやってるわけですね。私がずっと言っております、この住宅リフォーム助成は、自治体がそこに住む住民の方々の生活環境を改善するっていう意味合いと経済対策ですね、地元業者の商工業者の経済対策という2つの側面を持っておりますから、そこのところを同じ政策目的でやってるからこれはだめだという答弁ですので、そういう類似した施策だと言われる、そこのところで、経済波及効果の比較をしていただくことを、ぜひ次の12月の定例会ではきちんとそこのところから議論を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、TPPからの撤退につきまして、国会決議に今の政府の姿勢は違反しているという私は考えでございますが、そこのところは、冒頭の壇上での質問でも言ったんですけども、この政府が、国会には交渉の中で知り得た情報は説明しますということを、国会決議とは別に国会に対して約束しているということについては、町長は事実関係としてそのことはどのように認識されておりますか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。それは国会のほうか政府のほうかに聞いてもらわんと、私がどうこうということにはならないわけであります。新聞報道などによると、重要5品目について国益を損なわないように国会決議がなされたということでございまして、そういうことをきちんと守ったTPP交渉がなされるべきだという一般論で話しているわけであります。約束をされたのかどうなのかいうようなことについては、ちょっと私では承知しておりませんのでわかりません。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) そこのところは町長と言い合っても仕方のない話ですので、私は そのように認識しております。

それで、一つ確認しておきたいんですけども、国会決議の重要 5 品目というものを除外すると、 聖域という言い方もされたりしましたけども、これで今は政府は最終調整段階で、秘密交渉のう ちに大筋合意ということをするんだと、国会にも国民にも何にも知らせずに政府間で大筋合意を すると言っていますよね。そこんところはどうですか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。先ほどの答弁でもお話をしましたけれども、いわゆ

るそういうことが新聞報道などでなされております。我々はこれはけしからん話じゃないだあかっていうぐあいに思うわけです。全国町村会でもちゃんと決議して、県選出の国会議員などのところに申し出をしたわけでありますから、そういうことはないはずだがなとは思っておりますが、これはニュースソースを明らかにはできませんけれども、政府の役人にちょっと聞いてみました。どこの辺まで進んでるのかどうなのかということなんですが、日本経済新聞だったと思いますが、日本経済新聞にいろいろ書いてありますけど、どうなんですか、本当のところはということを聞いてみたら、どこからそういうもんが出とるのかわからんと。どこからそういう情報を入手したのかわからないと。これが私の親しい人のお話でございました。どこの辺までが信憑性があるのかわかりませんけれども、正直なところ何もわからん。それから、政府の方でもそういうことをおっしゃっておられましたので情報がもう、相当な立場の人ですけど、わからないということですから、我々が知る由もないかもわかりませんね。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) そうしますと、このような秘密協議の中で大筋合意は許されませんよということをくぎを刺すことはできるんじゃないでしょうか。町長も先ほど認められたように、そのことだけでも、私はくぎを刺しておく必要があると思いますが、そのことをされる考えはありませんか。
- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。重要5品目について特に国会決議を遵守して、国益を損なわないようにという申し入れをしているわけですから、そういうことについて多分今度の全国町村会でも決議をして、関係各省庁に申し入れをするようなことになるのではないかと思っております。一つ一つの局面で、新聞報道によって申し入れをしたり、あるいは取り下げますとか、そういうことにはならないわけでありまして、全国町村会などの大会、その大会決議にはもちろん現在の状況なども踏まえて決議の原文というものがつくられるわけですから、そういうものを反映した決議をしてきちんと申し入れをするということに尽きるのではないかと思っております。
- ○議長(秦 伊知郎君) 植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) 私は川上村に、先ほどの住宅リフォームの話もしたけども、川上村の村長は全国町村会の会長だそうでして、大変多忙なようでした。それで、そういう縁もありますので、町村会の会長に懸念してるという思いを伝えることでも、やっぱり何かのときに政府に町村会の南部町というものが大変懸念をしとったということを伝える一つの手だてになるので

はないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

- 〇議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- ○町長(坂本 昭文君) 川上村の村長は全国町村会の会長をなさっておられます。私も全国町村会の理事をしておりましたときからのつき合いでございまして、随分親しくさせていただいております。先日もエレベーターの中で偶然出会いまして、南部町の議会のほうでお邪魔しましてというお礼を申し上げておきました。そういう個人的な間柄は別にして、やっぱり組織としてきちんと物を申すというときには、やっぱり手続があると思います。経験がありますけれども、大会の決議をするというのには、何カ月も前からいろいろな情報を踏まえて、大会決議が全くちぐはぐな結論が出てしまってから決議をするというようなことがないように、とにかく十分に調査活動をして、各役員の合意を得て大会決議をするというようなことに持っていくわけですから、今御心配のいわゆる大筋合意というようなことも踏まえて、決議文の採択がなされるのではないかというように、私の経験から思っております。私は町村長ですから、全国町村会の流れに従って対応したいというように思っておりますので、よろしくお願いします。
- 〇議長(秦 伊知郎君) 植田均君。
- ○議員(5番 植田 均君) TPP交渉については、南部町議会も大変な危機感を持って、国会にも意見書を上げております。ですから、町長も同じ考えではあろうとは思っておりますけども、政府が余りにも国民に対してみずから約束したことを実行しないという、国連からも勧告が出されるような異常事態なんですよ。そういうことを踏まえれば、国に対していろんな形で働きかけるというのは地方自治体として、最初にも言いましたけど、国と地方は対等ですから、もっとっとアクションを起こしていくべきだと私は考えますので、そのことを言っておきます。

そうしますと、時間がまた少なくなっておりますので、次の農業を基幹産業に位置づけるという問題で質問しますけれども、まず、私は質問の通告の中で、過去50年間程度の歴史を振り返ることが大事だろうということを思いました。きょうの一般質問の議論の中でも、何か確固とした方針をつくるためには、これまでやってきたことの検証なしには正確な方針というのはつくれないというのが、皆さんの共通理解ではないかと思うんですよ。それで、私はそういう意味では、きょうの答弁は大変不十分なもので残念なんですけど、私はこれまでの農業政策、国、県、町のとってきた農業政策と、それから基本的に押さえておかなければいけないデータですね、そういうものをきちんと整備して、整備っていうか、もうあるんですけども、それを共通認識の土台にしていかなければいけないと思うんですよ。それなしにはちゃんとした住民の要求に沿った政策はできないというふうに考えるんですが、そのきちんとした振り返りの基礎資料、これを改めて

つくって、きょうの答弁にはなりませんけども、それを議員の皆さんにも見ていただきたいし、 多くの町民の皆さんにも共通認識をつくって、これから南部町の農業をどうしていくのかという ことを考える土台にしていくべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

- ○議長(秦 伊知郎君) 町長、坂本昭文君。
- 〇町長(坂本 昭文君) 町長でございます。過去の経過だとか、やってきたことを振り返って、 それをちゃんと検証して新しい施策に生かすということは、これは非常に大事なことだというよ うに思っております。ただ、50年前の農政を検証して今どうするか考えるというようなことは なかなか私にはできません。それから、多分あんまり効果がないのではないかと思っております。 というのは、50年前いいますと昭和30年代だと思いますけれども、食糧難で増産、増産の、 もう米なんかは増産で、農家が一番よかった時期ではないでしょうか。今は全く異なって、米余 りの状況から今日に至っているわけです。住民の意見を聞けとおっしゃいますけれども、住民の 意見を聞いて、その通りやって、うまくいけばそれにこしたことはもうないと思います。植田議 員もうまくいく自信があれば、ここでそういう提言をしていただきたいと思うわけです。私もそ ういうことができれば、農林大臣ぐらいはできるかもわかりません。なかなかこれ、誰がやって も難しいわけです。周りの環境も違ってますから。先ほどのTPPの話もありますように、外国 から遠慮なしに物が入ってくるわけですから、そういう状況の変化というものも絶えず捉まえて いかないと農政は語れん、なかなか有効な手だてが打てない、国自体が困っている状況で、右往 左往しているわけですから、一南部町長が50年前を振り返って、これがいいのではないかちゅ うやなことを言ってみても、私は全く役に立たん、余りにも違い過ぎとってというように思うわ けです。

先ほど答弁の中で、合併してからのことをちょっと申し上げました。専業農家が減っているんだとかというようなことをいろいろ申し上げましたけれども、そういう中で、農業がいかに南部町の基幹産業としての地位をどんどん失っていきつつあるかという、そういう流れをくんで、何とかこれを農業を守っていく、そういうことをやっていくことが精いっぱいのように思うわけです。

この間、伯耆町で武蔵野の安田会長さんの御講演が、西部の議長会のほうでありまして、そこで私もお話を聞かせていただきましたら、昨日ちょっと私に手紙が来まして、こういうことが書いてございます。今後の世界の趨勢を考えた中での南部町はこうしたがええのではないかというようなアドバイスであります。まず、5つ申し上げますが、消費者から選ばれる農産物をつくりなさいということであります。今まではどおんと農協に出して、そこから先はわからんかったわ

けですが、やっぱりそれではいけないと、消費者に選ばれる農産物をつくりなさいということが 1番目に書いてありました。2番目に、新しい分野に進出しなさいということであります。特に 中山間地域では経営規模の拡大や生産コストの低減努力には限界があると、新分野への進出を検 討することが大事ですよということを御指導いただいております。新しい分野として、次のよう なものが考えられるということで、機能性の高い農産物、野菜などですね。有機野菜、薬用植物 など消費者ニーズが高く、海外農産物との競争力も高い農産物の生産をしたらどうかと、それか ら農産物の輸出や増大する訪日外国人向けの需要開拓をしたら。それから弁当だとか農家レスト ランの生産直売などの6次産業化を図ったらどうかというようなこと、新しい分野に進出をする ということを考えなさいということを御指導いただいております。それから、経営力を高めると いうことであります。経営力を高めるためには、小売、中食、外食、観光、衣料などといった異 業種との連携強化による経営力を向上するというようなことが3点目に掲げてあります。4点目 に生産コストを低減しなさいということであります。生産コストの低減方法として、農地中間管 理機構を活用した農地の集積、経営規模の拡大、これはやっておりますけども、人手不足に対応 するロボットの活用など、異業種と連携した先端農業技術の導入、それからオーガニックなど農 薬、肥料のコストがかからない生産方式の導入というような提案をいただいております。最後に 5点目ですけれども、人材を育成しなさいということであります。農業経営者を支援するシステ ムが必要であって、これは農協が技術指導をするレベルではないということであります。農業経 営者が財務やマーケティングなど管理する能力を身につけるようなものとする必要があると、そ ういう5つの提言をわざわざにお手紙をいただきました。非常に参考になることですし、既に総 合戦略などでこういう方向づけがなされている分もあって、私は心強く思っております。そうい う、いいと思うことを試行錯誤していく中で、一つの方向性というものが見えてくるのではない かというように考えているわけです。

この間、農地のパトロールの出発式がございました。農業をやるには農地はとにかくいい姿で、次の世代へバトンタッチできるようにしておかんといけんわけでありまして、今の力がなくても、農地だけは何とかして守っていきたいというのが今の私の思いであります。農地を農地の姿のままで次の世代へちゃんとバトンタッチができるような農政というものをやっていきたいというように考えておりまして、いろんな立場からいろんな考え方があるわけですけれども、試行錯誤しながら取り組んでいきたいと思っておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

○議長(秦 伊知郎君) 植田議員に申し上げます。残り時間が少なくなりました。まとめる方向で質問してください。

植田均君。

- ○議員(5番 植田 均君) 私が言いました、この50年間、例えばですけど、50年間の歴史を振り返るということで、それは大切なことだと町長もおっしゃったんですけども、ほとんど意味がないだろうと、こういうふうにおっしゃったんですね。それは自己矛盾ですよね。(発言する者あり)いやいや、自己矛盾なんですね。私はそこのところが全く違うと思ってまして、なぜそういうことが言えるかといいますと、今の自民党の農政というのはTPPと同じ路線なんですよ。新自由主義を極端に、ですから、市場開放した後に、日本農業は裸でも戦える農業にならんといけませんよっていうことが前提になってるから、市場経済一辺倒で市場に介入せずに戸別補償のお金も減らしていくということで、担い手にナラシ制度を残すだけというようなことですね。私はそこんところをきちっと今の自民党農政がどういう問題を抱えているのかということを分析しないと、物事はいろんな、6次産業化だとか、いろんな小手先の施策は出てきますけど、日本全体の農業を、私はキーワードは2つあると思ってるんですよ。1つは自給率向上。このTPPを仮にやってしまいますと、食料自給率は27%というようなところまで、もっと壊滅するかもしれませんね。そういう危機的な状況、今の自民党の新農政というのはそういう矛盾を持ってるんですね。私はそういうふうに見解を持ってるんですけど、それを時代的に検証してみないと、それで全世界の食糧供給とか、世界の農業施策というようなことまで。
- ○議長(秦 伊知郎君) 植田議員、持ち時間がなくなりました。まとめてください。
- ○議員(5番 植田 均君) 施策を、そういうグローバルな視野で物事を見ないと問題は見えてこないということを、そういう観点などで、引き続き町長にはそういう検証をすべきだということを改めて言いまして、きょうの質問を終わります。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上で植田議員の質問を終わります。 これをもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。
- ○議長(秦 伊知郎君) 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。 これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日10日も、定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、 御参集をお願いいたします。どうも御苦労さんでした。

午後4時17分散会